

令和2年度オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会

令和3年2月9日(火) 14:00~16:00
釧路地方合同庁舎5階第一会議室

※ () 内は予定所要時間

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 検討委員からの情報提供 (50)
 - (2) 関係行政機関等からの事業実施報告 (30)
 - (3) 保護増殖事業の事業評価等 (30)
 - (4) その他
4. 閉会

資料一覧

- 参考資料 ①令和2年度オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会設置要領
②オジロワシ保護増殖事業計画
③オオワシ保護増殖事業計画

(1) 検討委員からの情報提供

資料1	オジロワシ・オオワシ越冬個体数調査結果【中川委員】
資料2	放鳥個体における追跡調査結果について【齊藤委員】
資料3	一斉調査データを用いた 冬期における両種の生息適地解析について【河口委員】
資料4	オジロワシの繁殖モニタリングについて【白木委員】
資料5	オジロワシの飼育下繁殖状況について【小菅委員】

(資料2、資料3、資料4、資料5-3は非公開)

(2) 関係行政機関等からの事業実施報告

資料6	オジロワシ・オオワシ巡視等実施状況【北海道森林管理局】
資料7	令和2年度オジロワシ・オオワシ保護に関わる事業実施状況および令和3年度の実施計画【北海道開発局】
資料8	希少猛禽類に係る取組について【北海道】
資料9	事業実施報告（生息調査、傷病発生状況、事故対策、餌付け対策ほか）【環境省 釧路自然環境事務所】
資料10	事業実施報告（風車衝突事故について、傷病鳥獣対応に係る解析結果について）【環境省 北海道地方環境事務所】

(資料7、資料9-3は非公開)

(3) 保護増殖事業の事業評価等

資料11	オジロワシ・オオワシ保護増殖事業 事業評価と今後の流れについて【環境省】
------	--------------------------------------

(資料11-2、資料11-3、資料11-4、資料11-5は非公開)

令和2年度オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会 出席者一覧

※下線:WEB参加予定者

	氏 名	所 属 ・ 役 職
検討委員	<u>河口 洋一</u>	徳島大学大学院 産業理工学研究部 准教授
	中川 元	知床自然大学院大学設立財団 業務執行理事
	白木 彩子	東京農業大学 生物産業学部 准教授
	小菅 正夫	北海道大学 客員教授
	齊藤 慶輔	株式会社 猛禽類医学研究所 代表
関係行政機関		北海道森林管理局 計画保全部 計画課
		根釧東部森林管理署
		十勝西部森林管理署 東大雪支署
		北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課
		北海道 環境生活部 環境局 自然環境課
環境省		環境省 釧路自然環境事務所
		環境省 釧路自然環境事務所 羅臼自然保護官事務所
		環境省 釧路自然環境事務所 釧路湿原自然保護官事務所
		環境省 北海道地方環境事務所 自然環境整備課
		環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課
オブザーバー ・関係者等		特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所 (環境書業務請負事業者)
		株式会社 猛禽類医学研究所
会議運営等		環境コンサルタント株式会社

令和2年度オジロワシ・オオワシ越冬個体数調査の実施 及び これまでの越冬期ワシ類一斉調査の実施経過

中川 元（公益財団法人知床自然大学院大学設立財団
・オジロワシ・オオワシ合同調査グループ）

令和2年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業 越冬個体数等調査

1 調査実施地域

全道7エリアの21地域を約180調査区に分けて実施中

2 調査期間と調査日・調査項目

2020年11月～2021年3月の期間

毎月1回の基準日に個体数と位置情報を記録

第1回調査	11月29日
第2回調査	12月20日
第3回調査	1月17日
第4回調査	2月21日
第5回調査	3月7日

調査項目 各調査区の個体数、環境・餌資源
個体が記録された位置



越冬期ワシ類一斉調査の実施経過

1. オジロワシ・オオワシ保護増殖事業 越冬個体数等調査（2006-2021）

平成18年度（2006-07年越冬期） 道東部一円
平成19年度（2007-08年越冬期） 道北部一円
平成20年度（2008-09年越冬期） 道央・道南部一円
平成23年度（2011-12年越冬期） 北海道一円 （平成25年度解析業務）
平成26年度（2014-15年越冬期） 北海道一円 （平成27年度解析業務）
平成29年度（2017-18年越冬期） 北海道一円 （平成30年度解析業務）
令和 2年度（2020-21年越冬期） 北海道一円（今回で5巡目）

2. オオワシ・オジロワシー斉調査（1980-2020）

1980年～1985年 道東部一円 2月下旬の一斉カウント（1月、3月、4月の実施年も有）
1986年～現在 北海道一円と本州の一部 2月下旬の同日一斉カウント調査

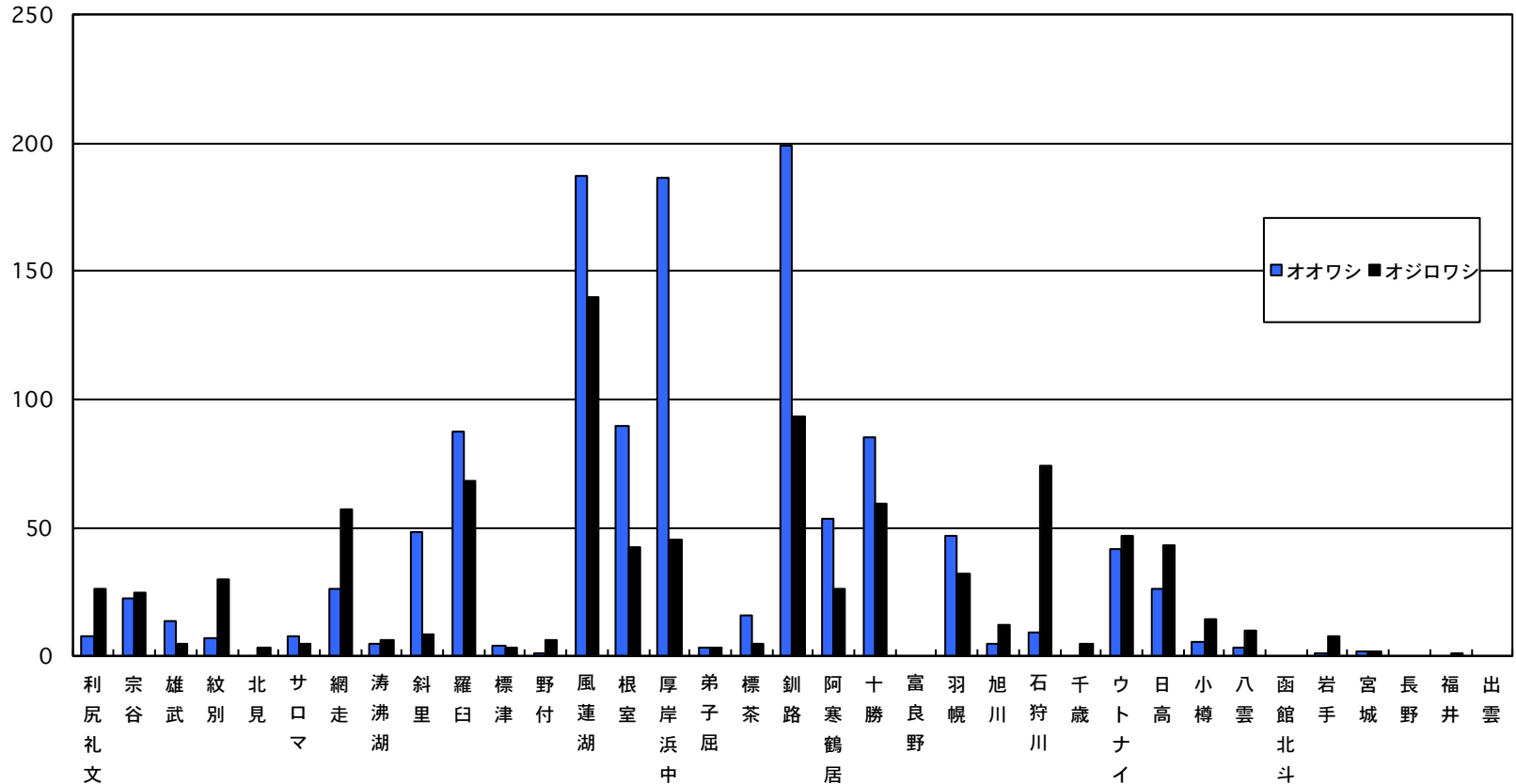
3. その他の一斉カウント調査

北海道教育委員会によるオオワシ・オジロワシ調査

1978-79年越冬期 12月～3月に毎月一回の一斉カウントが実施されている

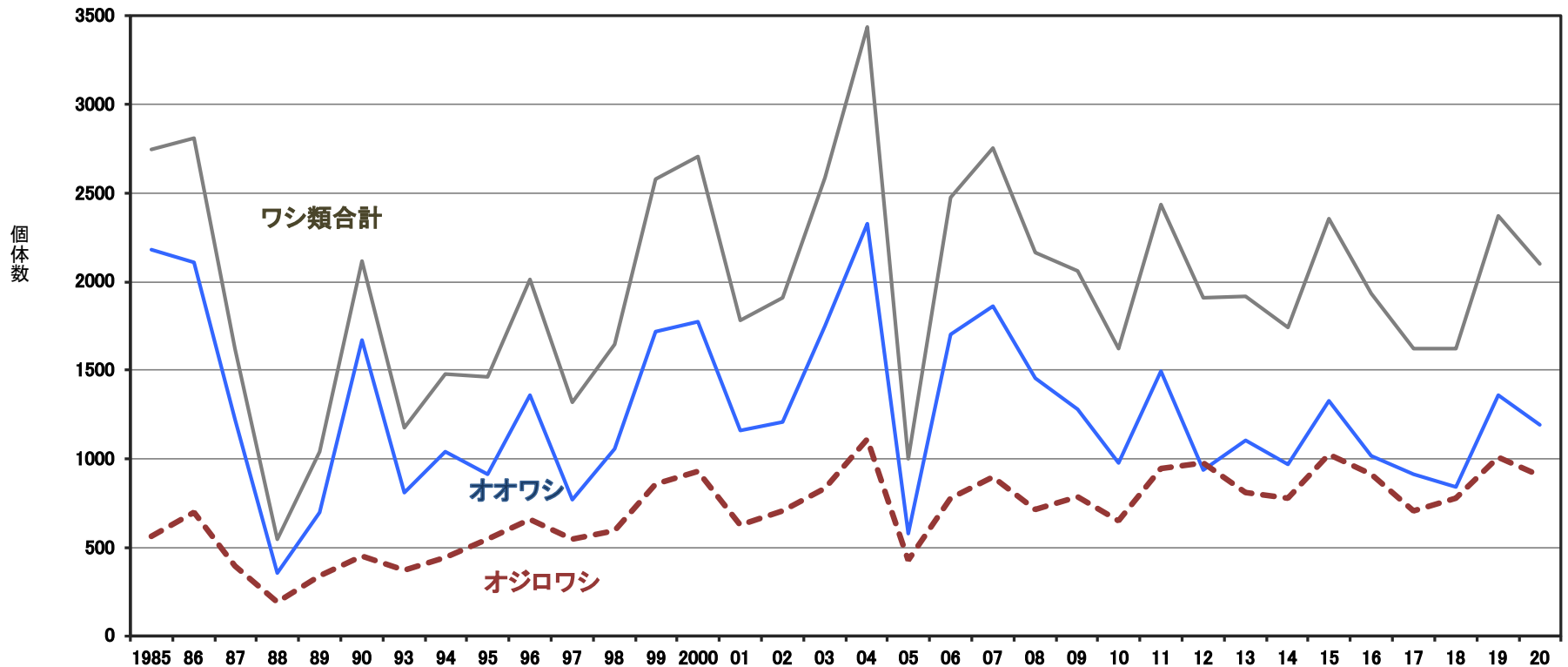
2019年オオワシ・オジロワシ一斉調査結果 調査地域別個体数（2020年2月23日実施）

個体数



オオワシ・オジロワシ一斉調査・調査地域別個体数(2020年2月23日実施)

オオワシ・オジロワシ一斉調査結果による 越冬個体数の長期変化（1985年～2020年）



オオワシ・オジロワシ一斉調査による北日本の越冬個体数推移

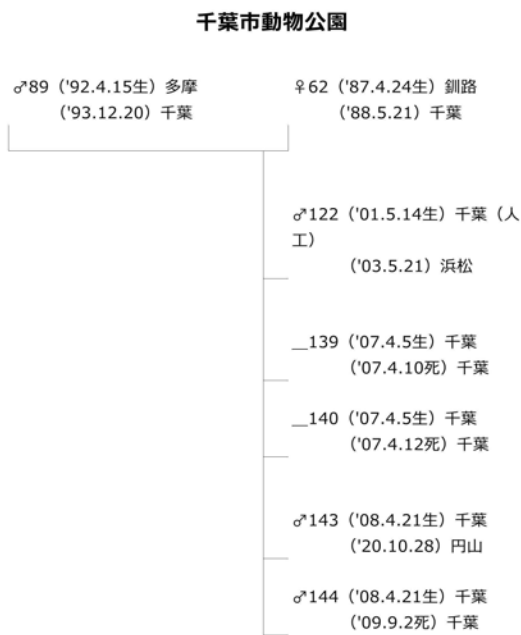
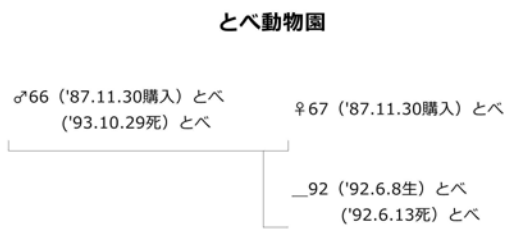
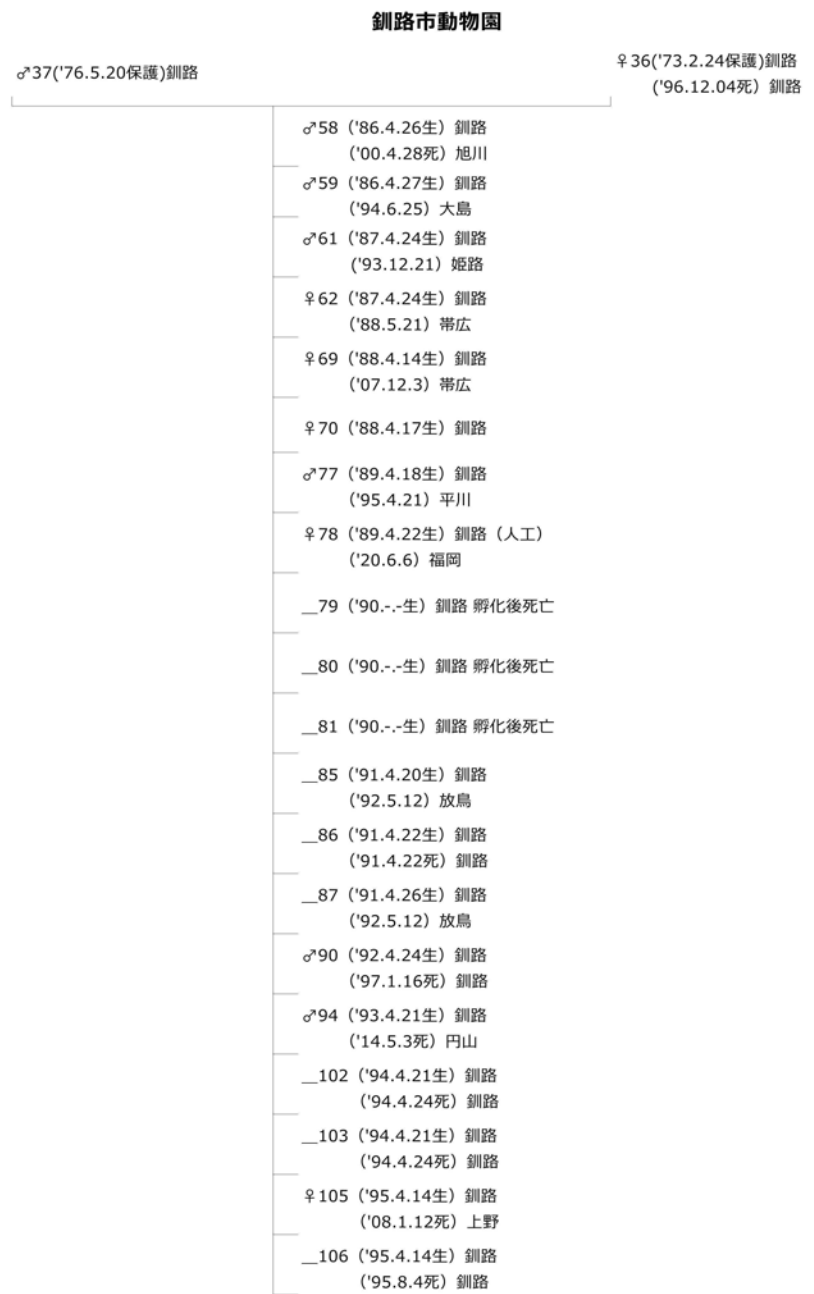
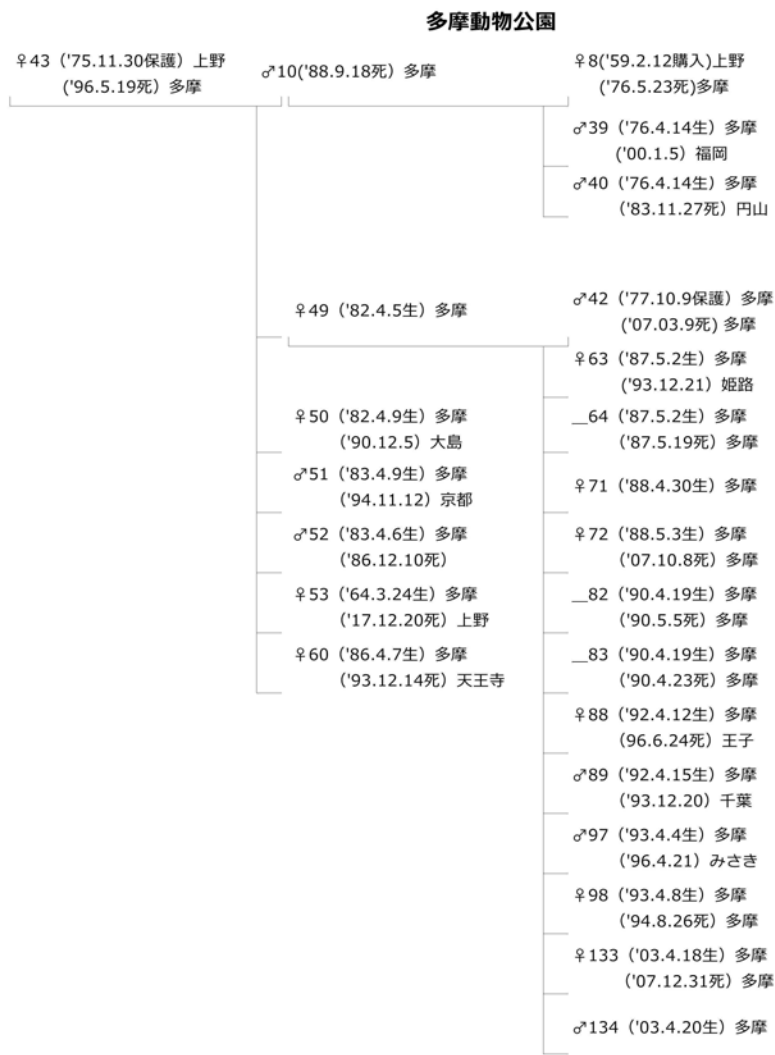
一斉調査は毎年2月下旬に1回実施されている。1988年、89年、2005年は調査日が荒天のため十分な調査ができなかった。2004年をピークにオオワシは漸減傾向あったが、2019年にやや増加した。

年度別オジロワシ飼育個体数増減表 2006年～2019年

	前年 12.31	増加					減少					12.31		
		繁殖	移動(入)	環境省から受	不明	計	死亡	移動(出)	不明	計				
2006年	オス			1	No.138 2006.01.23 (旭山)							15		
	メス											20		
	不明											7		
	合計			1								42		
2007年	オス	15		1	No.57 2007.12.03 移費(駒路→帯広)			1	No.138 2007.08.30 衰弱死(旭山)	1	No.57 2007.12.03 移費(駒路→帯広)	2	15	
	メス	20		1	No.69 2007.12.03 B.L.(駒路→帯広)		5	5	No.21 2007.03.25 心不全(浜松) No.34 2007.05.12 (野毛山) No.42 2007.03.19 肺出血(多摩) No.72 2007.10.08 腹膜炎(多摩) No.133 2007.12.31 失血死(多摩)	1	No.69 2007.12.03 B.L.(駒路→帯広)	6	20	
	不明	7	2	No.139 2007.04.05 (千葉) No.140 2007.04.05 (千葉)				2	2	No.139 2007.04.10 肺炎(千葉) 肺炎菌死 No.140 2007.04.12 肺炎(千葉) 肺炎菌死		2	7	
	合計	42	2	2			6	10	8		2	10	42	
	オス	15	2	No.143 2008.04.21 (千葉) No.144 2008.04.21 (千葉)	1	No.137 2008.02.13 移動(大島→とべ)					1	No.137 2008.02.13 移動(大島→とべ)	2	3
2008年	メス	20	1	No.141 2008.03.27 (姫路)			1	2	2	No.29 2008-04-12 脳性肺炎(福岡) No.105 2008-01-12 肝臓出血(上野)		2	20	
	不明	7	1	No.142 2008.03.27 (姫路)			1	2	2	No.126 2008-02-29 (知床) No.142 2008.03.27 J-化同日死亡(姫路)		2	7	
	合計	42	4	1			2	7	4		1	7	42	
	オス	15					1	1	1	No.144 2009.09.02 頭蓋内出血(千葉)		1	15	
2009年	メス	20		1	No.131 2009.09.29 譲渡(知床→上野)			1			1	No.131 2009.09.29 譲渡(知床→上野)	1	20
	不明	7											7	
	合計	42		1			1	2	1		1	2	42	
	オス	15											15	
2010年	メス	20											20	
	不明	7											7	
	合計	42											42	
	オス	15											15	
2011年	メス	20											20	
	不明	7											7	
	合計	42											42	
	オス	15					4	4					19	
2012年	メス	20									6	6	14	
	不明	7									6	6	1	
	合計	42					4	4			12	12	34	
	オス	19							1	No.22 2013.08.12 (須坂)		1	2	17
2013年	メス	14							1	2013.1.17 (平川)		2	3	11
	不明	1					1	1					2	
	合計	34					1	1	2		3	5	30	
	オス	17											17	
2014年	メス	11					3	3					14	
	不明	2											2	
	合計	30					3	3					33	
	オス	17					2	2					19	
2015年	メス	14		1	2015.10.2 (平川)			1					15	
	不明	2									1	1	1	
	合計	33		1			2	3			1	1	35	
	オス	19							1	No.57 2016.4.2 (帯広)		2	3	16
2016年	メス	15							1	上野			1	14
	不明	1											1	
	合計	35							2			2	4	31
	オス	16										1	1	15
2017年	メス	14							1	No.53 2017.12.20 (上野)		1	2	12
	不明	1											1	
	合計	31							1			2	3	28
	オス	15												15
2018年	メス	12										1	1	11
	不明	1											1	
	合計	28										1	1	27
	オス	15												15
2019年	メス	11												11
	不明	1											1	
	合計	27												27
	オス	15		1	No.143 2020.10.28 譲渡(千葉→円山)			1			1	No.143 2020.10.28 譲渡(千葉→円山)	1	1
2020年	メス	11		1	No.78 2020.6.6 移動(みさき→福岡)			1	1	No.121 2020.3.28 脳性肺炎(円山)	1	No.78 2020.6.6 移動(みさき→福岡)	1	3
	不明	1												
	合計	27		2				2	1		2		4	

オジロワシ繁殖系統図

2021.1.17 作成



オジロワシ・オオワシ巡視等実施状況

北海道森林管理局

【実施内容】

毎月1回以上、個体の目撃情報及び生息環境に異変などないかを中心に、職員による巡視を実施。

1. 令和元年度の実施状況

○根釧東部森林管理署

野付半島生物群集保護林及び周辺 【別海町】

職員による巡視 延日数31日

- ・オジロワシを目視（12日、27個体）
- ・オオワシを目視（6日、17個体） ※同一日に両種とも目視は5日有
- ・オジロワシについては、野付半島全域で目撃
- ・オオワシについては、竜神沼で近郊で目撃

○十勝西部森林管理署東大雪支署

上士幌国有林 【上士幌町】

職員による巡視 延日数12日

- ・オジロワシを目視（3日、3個体）
- ・オオワシを目視（2日、2個体）
- ・オジロワシについては森林（天然林及び河川）内で目撃
- ・オオワシについては森林（天然林）内で目撃

○胆振東部森林管理署

植苗ミズナラ希少個体群保護林 【苫小牧市植苗】

（旧オオワシ・オジロワシ生息地保護林）

職員による巡視 延日数4日

- ・オジロワシ・オオワシの目撃情報なし

2. 令和2年度の実施状況（4月から12月末現在の状況）

今年度においても職員による巡視を実施し、オジロワシ・オオワシの生息情報等の巡視を実行中。

○根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林及び周辺 【別海町】

職員による巡視 延日数17日

- ・オジロワシを目視（5日、12個体）
- ・オオワシを目視（2日、2個体）
- ・オジロワシについては、野付半島全域で目撃
- ・オジロワシについては、野付半島内の上空飛翔及びトドマツ林の梢で目撃

○十勝西部森林管理署東大雪支署 上士幌国有林 【上士幌町】

職員による巡視 延日数9日

- ・オジロワシを目視（1日、2個体）
- ・オオワシを目視（1日、2個体）
- ・オジロワシ、オオワシともに天然林内で目撃

○胆振東部森林管理署

植苗ミズナラ希少個体群保護林 【苫小牧市植苗】

（旧オオワシ・オジロワシ生息地保護林）

職員による巡視 延日数9日

- ・オジロワシ・オオワシの目撃情報なし

○宗谷森林管理署

野寒布国有林 【稚内市】

職員による巡視 延日数30日

- ・オジロワシを目視（2日、2個体）
- ・オオワシを目視（1日、1個体）
- ・共に稚内市街地裏山上空で目撃

増幌国有林 【稚内市】

職員による巡視 延日数1日

- ・オジロワシを目視（1日、1個体）
- ・増幌川河口域で目撃

稚咲内国有林 【豊富町】

職員による巡視 延日数7日

- ・オジロワシを目視（1日、1個体）
- ・稚咲内海岸砂丘林で目撃

利尻富士国有林 【利尻富士町】

職員による巡視 延日数13日

- ・オジロワシ（1日、1個体）
- ・天然林内で目撃

○網走南部森林管理署

浜小清水希少個体群（旧特定動物生息地）保護林（止別川周辺）
及び浦士別川周辺国有林 【小清水町】

職員による巡視 延日数20日

- ・オジロワシを目視（12日、12個体）
- ・河川周辺で目撃

○知床森林生態系保全センター

網走南部森林管理署 国有林（ウトロ・峰浜） 【斜里町】

職員による巡視 延日数15日

- ・オジロワシを目視（12日、33個体）
- ・オオワシを目視（10日、19個体）
- ・オジロワシ、オオワシともに国道334線脇の国有林で目撃
（ヌカマップ川、金山川、ウトロ市街地、幌別川等）

オジロワシ・オオワシ巡視における目視個体数の状況 【北海道森林管理局】

【平成30年度】

種別	根釧東部森林管理署			十勝西部森林管理署 東大雪支署			目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	
オジロワシ	【別海町】	20	14 (6日)	【上士幌町】	12	6 (6日)	20
オオワシ	[野付半島生物群集 保護林及び周辺]		3 (2日)	[国有林]		0 (0日)	3

【令和元年度】

種別	根釧東部森林管理署			十勝西部森林管理署 東大雪支署			目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	
オジロワシ	【別海町】	31	27 (12日)	【上士幌町】	12	3 (3日)	
オオワシ	[野付半島生物群集 保護林及び周辺]		17 (6日)	[国有林]		2 (2日)	

種別	胆振東部森林管理署						目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)				
オジロワシ	【苫小牧市植苗】	4	0 (0日)				30
オオワシ	[植苗ミズナラ希少 個体群保護林]		0 (0日)				19

【令和2年度】 < 12月末現在 >

種別	根釧東部森林管理署			十勝西部森林管理署 東大雪支署			目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	
オジロワシ	【別海町】	17	12 (5日)	【上士幌町】	9	2 (1日)	
オオワシ	[野付半島生物群集 保護林及び周辺]		2 (2日)	[国有林]		2 (1日)	

種別	胆振東部森林管理署			宗谷森林管理署			目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	
オジロワシ	【苫小牧市植苗】	9	0 (0日)	【稚内市・豊富町 ・利尻富士町】	51	5 (5日)	
オオワシ	[植苗ミズナラ希少 個体群保護林]		0 (0日)	[国有林]		1 (1日)	

種別	網走南部森林管理署			知床森林生態系保全センター			目視個体数 【計】 (単位：個体)
	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	巡視場所	巡視延日数 (単位：日)	目視個体数 (単位：個体)	
オジロワシ	【小清水町】	20	12 (12日)	【斜里町】	15	33 (12日)	64
オオワシ	[浜小清水希少個体群保護林 (止別川周辺) 及び浦士別川周辺国有林]		0 (0日)	[国有林]		19 (10日)	24

【位置図】

〈北海道森林管理局〉

オジロワシ・オオワシ 個体目視確認場所

【凡 例 (目視箇所)】

H30年度

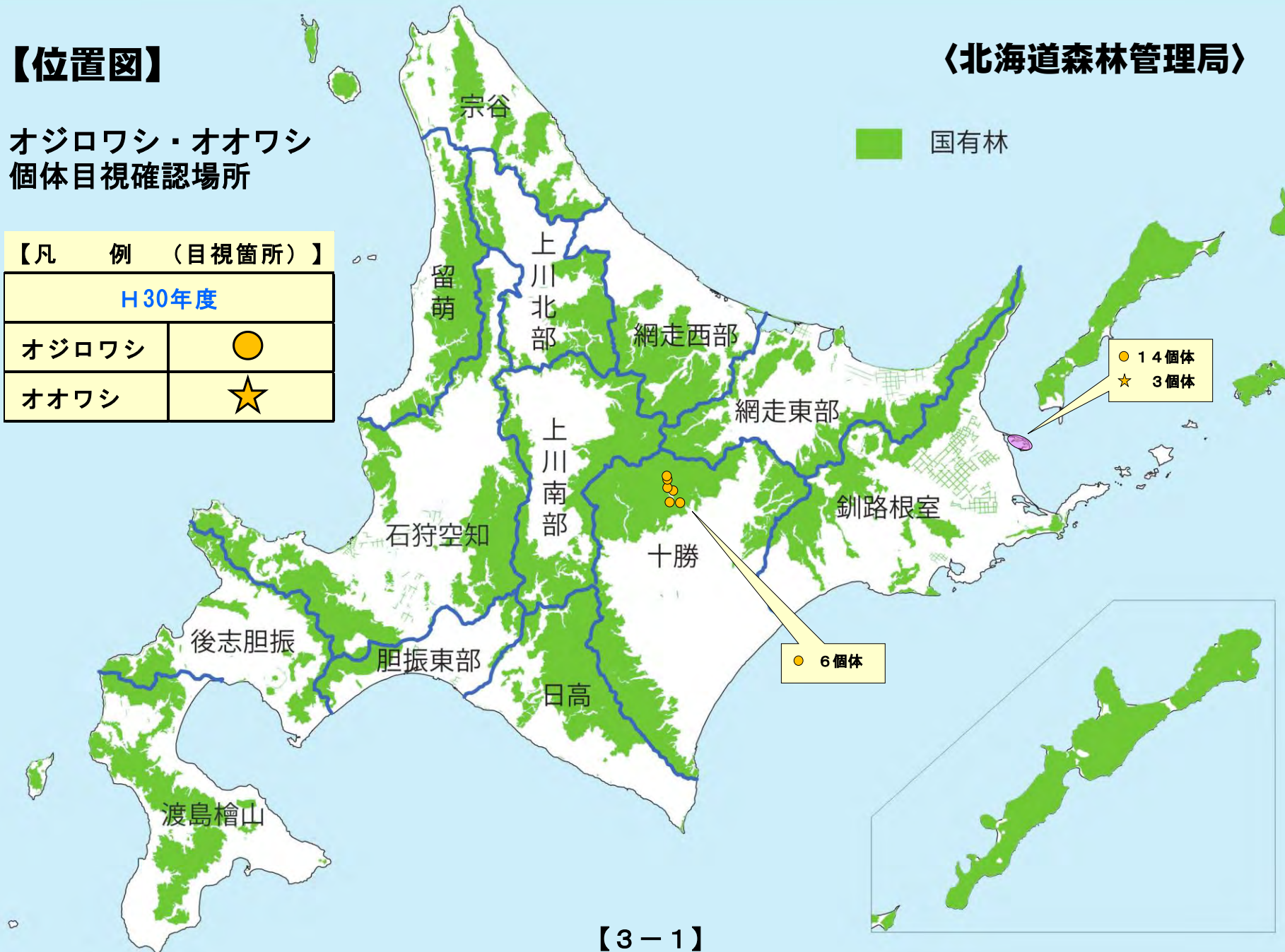
オジロワシ



オオワシ



■ 国有林



【位置図】

〈北海道森林管理局〉

オジロワシ・オオワシ
個体目視確認場所

■ 国有林

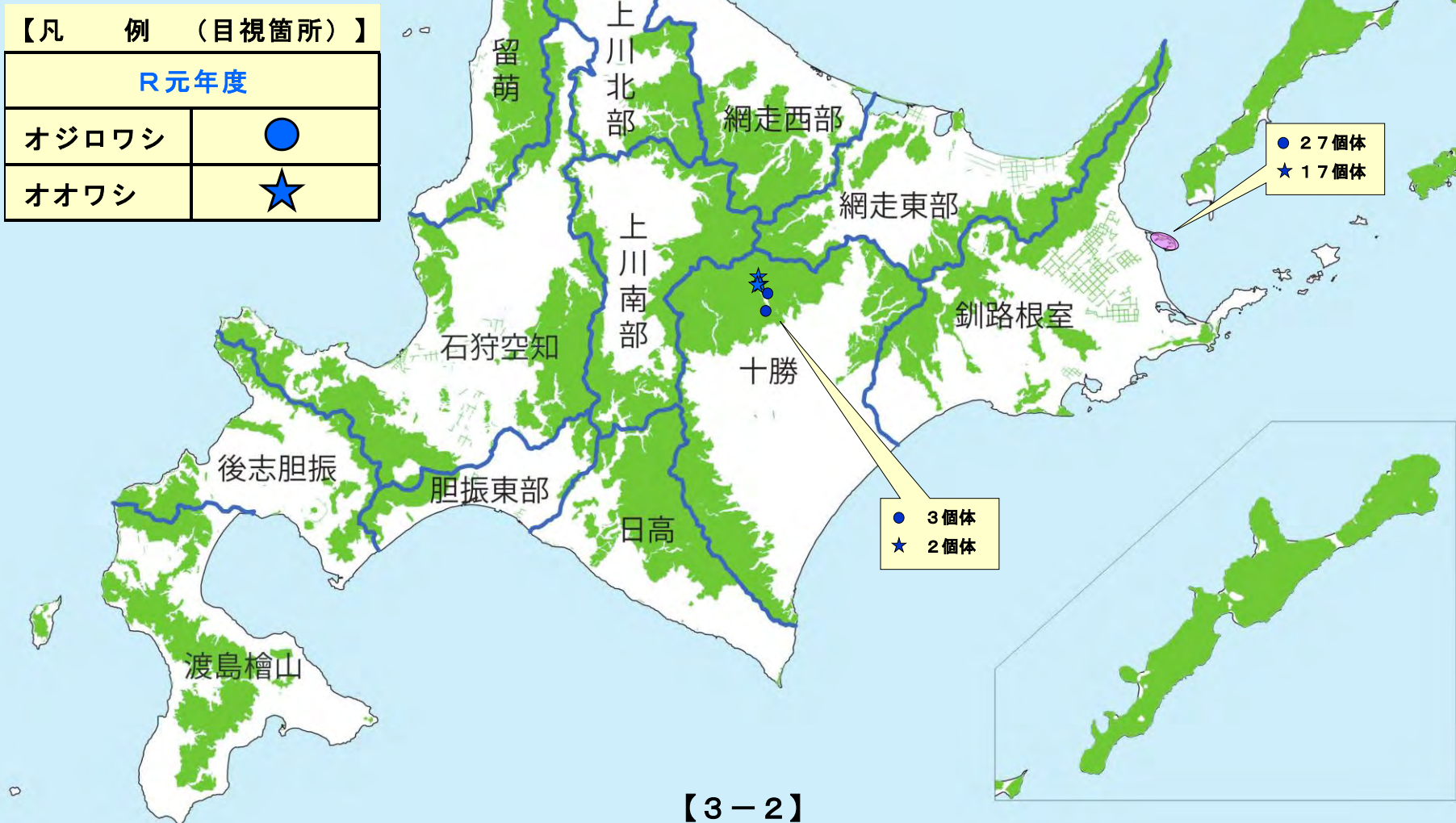
【凡 例 (目視箇所)】

R元年度

オジロワシ



オオワシ



【位置図】

オジロワシ・オオワシ
個体目視確認場所

【凡 例 (目視箇所)】

R 2 年度 (12月末現在)

オジロワシ



オオワシ



■ 国有林



希少猛禽類に係る取組について

北海道環境生活部環境局自然環境課

1 鉛中毒防止の取組

(1) 国への要望

道では、オオワシ・オジロワシなどが猟場に放置されたエゾシカの残滓に含まれる鉛弾の破片を食べることで生じる鉛中毒を防止するため、平成26年(2014年)から北海道エゾシカ対策推進条例により特定鉛弾の所持を禁止しているが、道外では同様の規制がないことから、全国的な見地から対策を講じるよう国に対して要望しているところ。

(2) 周知を目的とした取組

区分	内容
① 狩猟免許更新講習	・講習時に改めて、所持の禁止について説明
② 狩猟期間における注意喚起	・鳥獣保護区等位置図等における注意喚起 ・狩猟パトロールの実施
③ 猟友会等に対する周知	・北海道猟友会支部協議会及び狩猟指導員研修会における周知 ・猟友会報及び全猟での寄稿

2 希少猛禽類への影響の配慮

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、令和2年度(2020年度)については日本海沿岸からオホーツク海沿岸にかけての一部区域について、2～3月に銃猟の自粛期間を設定。(昨年度までは、3月のみ)

【参考】

道内外狩猟者登録状況推移

単位:名

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
道外第一種免許狩猟登録者数	1,944	1,876	1,760	1,749	1,707	1,359
道内第一種免許狩猟登録者数	5,238	5,232	5,242	5,275	5,236	5,243

令和元年度エゾシカの推定生息数等について

1 推定生息数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H23 比
推定生息数	77万頭	72万頭	70万頭	68万頭	68万頭	68万頭	67万頭	65万頭	67万頭	-10万頭
東部地域	39万頭	37万頭	37万頭	36万頭	35万頭	34万頭	33万頭	32万頭	32万頭	-7万頭
西部地域	38万頭	35万頭	33万頭	32万頭	33万頭	34万頭	34万頭	33万頭	35万頭	-3万頭
南部地域	1~4万頭	2~5万頭	2~6万頭	2~7万頭	2~8万頭	3~9万頭	3~11万頭	3~13万頭	3~15万頭	—

※推定生息数は、データの蓄積により精度が高まり過去に遡って修正される。(昨年度公表数値とは異なる)

※東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室)

西部地域(空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷)

南部地域(後志、渡島、檜山)

2 農林業被害額(全道)

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年度増減
被害額	6,409	6,304	5,563	4,613	4,254	3,917	3,928	3,858	3,797	-61
農業	6,233	6,056	5,408	4,510	4,152	3,851	3,918	3,799	3,760	-39
林業	176	248	155	103	103	66	10	59	37	-22

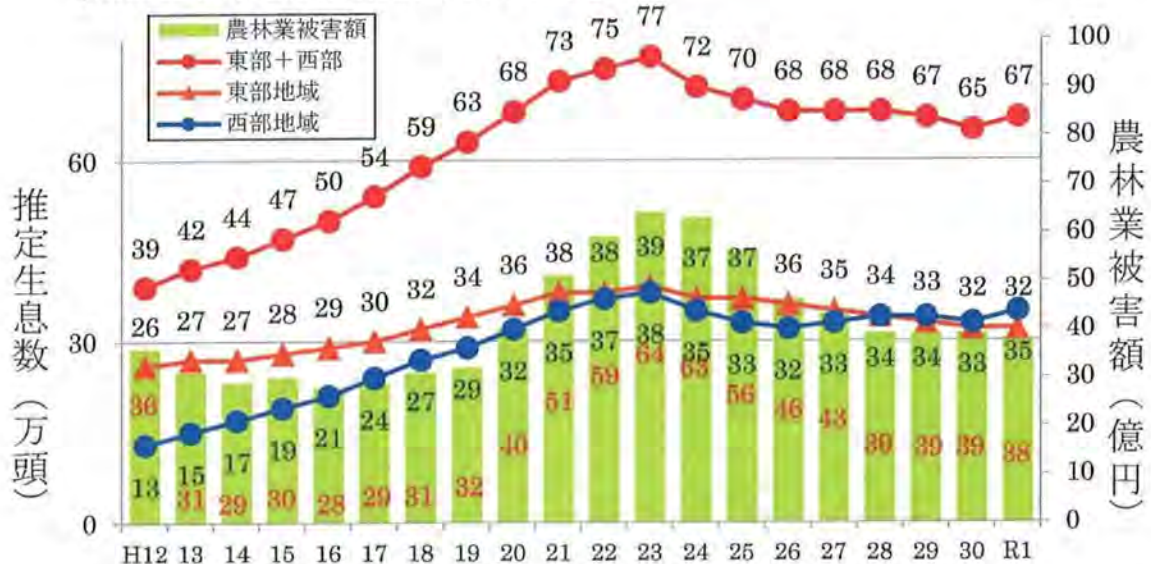
※十万の位で四捨五入しているため、農業・林業の各被害額と合計の額が一致しない場合がある。

3 捕獲状況(全道)

(単位:万頭)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年度増減
捕獲数	13.8	14.4	13.2	13.7	12.5	12.0	12.8	11.2	10.7	-0.4

【推定生息数と農林業被害額の推移】



オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施報告【令和2年度】

環境省北海道地方環境事務所
同 釧路自然環境事務所

1. オジロワシ・オオワシ保護増殖事業実施結果

(1) WLCにおける傷病個体の収容・治療・リハビリ等（資料9-2）

釧路湿原野生生物保護センター（WLC）において、傷病個体を収容し、治療、リハビリ及び野生復帰を行うとともに、収容原因の究明等を実施。

また R01 年度より、環境省が保有している道内の傷病鳥獣対応に関わる各種データについて整理し、情報の整理・分析や事故防止対策の検討等を実施。

- ・各年度釧路湿原野生生物保護センター管理運営等業務
- ・令和元年度傷病鳥獣対応に関する分析検討業務、令和2年度傷病鳥獣対応に関する分析業務

(2) 越冬個体数等調査業務（中川委員・資料1）（資料9-3）

本業務は、オジロワシ・オオワシ合同調査グループが1980年代より毎年2月下旬に実施している越冬個体数調査に追加する形で、3年に1度を目途に、冬季に5回（11月下旬、12月下旬、1月下旬、2月下旬、3月上旬）実施するもの。これにより越冬期間中の季節的な移動や餌資源の変化についても把握する。調査は全道約160箇所を実施。

R02年度は上記調査実施年にあたり現在調査を進めているとともに、位置入力電子化など調査手法の効率化について検討、試験実施を行っている。

- ・令和2年度海ワシ類越冬個体数調査業務
- ・令和2年度事業評価および餌付け対策に係る資料作成業務

(3) 知床国立公園における長期モニタリング（資料9-4）

世界遺産地域の長期モニタリング調査の一環として、H22年度よりウトロ・羅臼の各自然保護官事務所による越冬個体数調査（11月第1週～4月第1週、1回/週）を継続して実施。

直近の令和元年度の評価では、「おおよそ遺産登録時の生息状況が維持されていること」とした評価基準に対して、評価基準に「適合」と評価された。

- ・ウトロ、羅臼自然保護官事務所職員による調査

(4) 海ワシ類への餌付け等に係る対策（資料9-5）

① 観光事業等における餌付け対策業務

観光利用目的等での野生生物への餌付け行為については、生態系への影響や感染症リスク等が懸念される。それを受けて H30 年度に餌付けに関する情報及び事例を収集、整理、取りまとめ、対外向け説明資料案（資料9-5）を作成。R01 年度には、餌付けの影響の把握及び認識の共有を行うための関係行政機関連絡会議を実施。

R02 年度には北海道と連携し、各連絡会議での資料共有、展示パネルの作成及び関連施設での展示を行い、普及啓発を進める予定。

- ・ 令和元年度餌付け対策関係行政機関連絡会議運営業務
- ・ 令和2年度事業評価および餌付け対策に係る資料作成業務

② 羅臼町の海域に関する協議会

羅臼町の海域において、将来的に観光船が人為的な餌資源に依存しない海ワシ類の観察をすることを目標として、羅臼町で運行している観光船事業者、観光協会、羅臼町、知床財団等と協議会を開催している（年2回程度）。各観光船事業者の餌量やワシの飛来数について、観光船事業者からの報告をもとに集計して情報共有している。

- ・ 羅臼自然保護官事務所が事務局として開催

(5) 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進

保護増殖事業が最終目標とする「自然状態で安定的に生息できる状態」の達成のためには生息環境の回復が不可欠。そのことからシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシ（以下4種）の生息地として特徴的な自然環境を多く有する根釧地域において4種の生息環境の保全・整備を推進する上で効果的な対策手法検討およびそのための調査や普及啓発を実施。

- ・ 平成28～令和2年度
根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備手法検討調査業務

(6) 列車事故防止にかかる JR との連絡会議

オジロワシ・オオワシなど希少鳥類の列車事故防止のため、年に1回 JR と連絡会議を実施。事故発生状況の共有および事故対策等について意見交換を実施。

また両種の列車事故件数は現在増加傾向にあるため、令和3年度以降 JR 北海道と連携し、列車衝突の実態把握に向けた調査および誘引原因となるシカ轢死体の対応手法の検討を進める予定。

(7) 普及啓発

釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤードツアーの開催、地域普及啓発イベント出展等による普及啓発を実施。

- ・各年度釧路湿原野生生物保護センター管理運営業務

(8) 保護増事業の事業評価 ※議題(3)・資料11

H17年度より実施しているオジロワシ・オオワシ保護増殖事業について、これまでの事業の達成状況の評価および今後の事業内容の検討を行うために、R01年度よりこれまでの事業報告書等を整理。令和2年度は具体的に事業の進捗状況の評価を行った。

- ・令和元年度保護増事業 事業評価業務
- ・令和2年度事業評価および餌付け対策に係る資料作成業務

2. 令和3年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業について(予定)

- ・上記(1)～(8)について継続して実施予定。
- ・今年度行う保護増事業の事業評価結果に基づき、令和3年度より中期的な実施計画の策定など事業の見直しに向けた検討、作業を行う。
- ・オジロワシの営巣・繁殖状況調査について、前回実施から10年以上経過し、また近年営巣数の増加が指摘されていることから、当該調査に向けた情報整理、手法検討を実施予定。

令和元年度オジロワシ傷病個体収容結果

表 3 平成 12～令和元年度オジロワシ傷病個体収容結果（令和 2 年 3 月 31 日時点）

年度	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	その他	(羽)		収容個体数
												死体	生体	
平成12	1	1								12		6	8	14
13	2	1		1			3		1	3		5	6	11
14	1			2	2	1	6		1	2	2	8	8	16
15	3	2	2			1	2		1			9	2	11
16	2	2	1	2	1		2			2	2	6	8	14
17	5		1	3			1	1	2	2		5	9	14
18	3		3	1	1	1	1	1	3	5		9	9	18
19	8	1	6	2			1		1	2		14	6	20
20	5	2	5	1	1		3		1	5		16	7	23
21	3	2	4	1		1	2			5	1	7	12	19
22	3	2	4		1		2		2	7	3	14	10	24
23	3	3	4	4	1	1	2	2		4	6	9	19	28
24	1	2	3	1	1	2	2		1	2	2	8	9	17
25	6	3	7	1	1		4		3	3	1	15	14	29
26	3	4	3	3	2		1	1	3	2	1	16	6	22
27	5	6		2	1		1	1	1	6	2	13	12	25
28	7	4	3	1	1	1	2		1	8	4	19	13	32
29	3	12	7	2	3				4	6	2	30	9	39
30	5	10	2	1	3		1	1		3		18	7	25
令和元	6	5	8	2	1		2	1		2	5	16	14	30
計	75	62	63	30	20	8	38	8	25	81	31	243	188	431

※1 表中のデータは原因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。

※2 各原因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる収容個体があるため。

- 平成14年度：交通事故と鉛中毒が原因と考えられる収容が1羽
- 平成17年度：交通事故と鉛暴露が原因と考えられる収容が1羽
- 平成18年度：不明衝突と鉛暴露が原因と考えられる収容が1羽
- 平成19年度：鉛中毒と列車事故が原因と考えられる収容が1羽
- 平成23年度：風車衝突と鉛暴露、列車事故と鉛暴露が原因と考えられる収容が計2羽
- 平成26年度：不明衝突と鉛暴露が原因と考えられる収容が1羽
- 平成30年度：交通事故と鉛暴露が原因と考えられる収容が1羽
- 令和元年度：鉛中毒とその他、鉛暴露と不明衝突が原因と考えられる収容が計2羽

※3 青森県で発生した風車衝突2件（平成23年度に1件、平成25年度に1件）を含む。

※4 平成19年度の「風車衝突」には「風車衝突の疑い」が1件含まれる。

※5 「鉛中毒」は血中鉛濃度 0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度 2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度 0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度 0.2以上～2ppm未満であったものを示す。

※6 「その他」としては、トラバサミ、羅網、食中毒、農薬中毒、感染症、街灯衝突、早期巣立ち、巣立ち失敗などがある。

※7 平成28年度および平成29年度の各原因別の収容件数が平成30年4月に発表したものと異なるが、これは剖検により収容原因が判明したため。

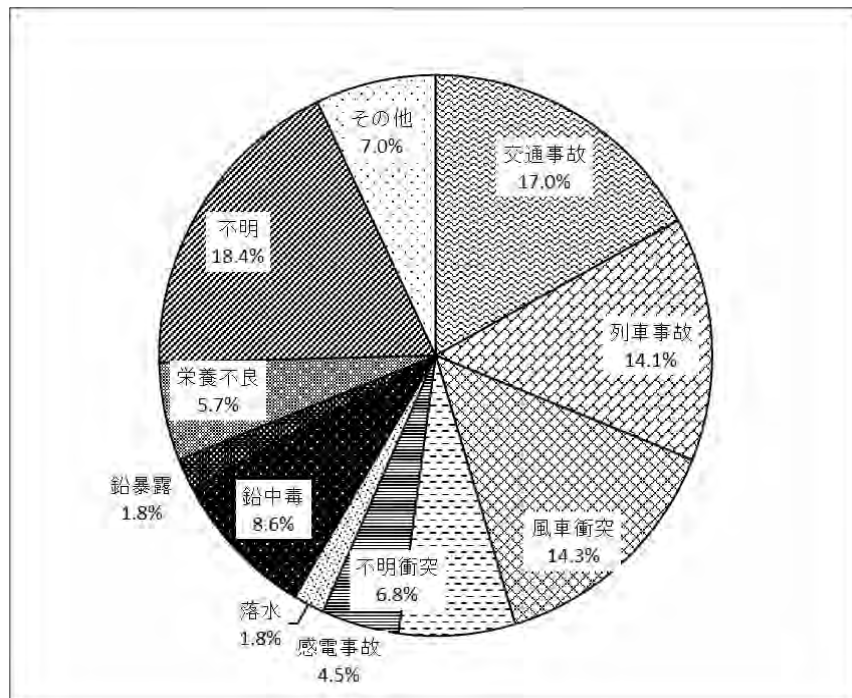


図5 オジロワシ收容原因別割合 (H12-R 元年度)

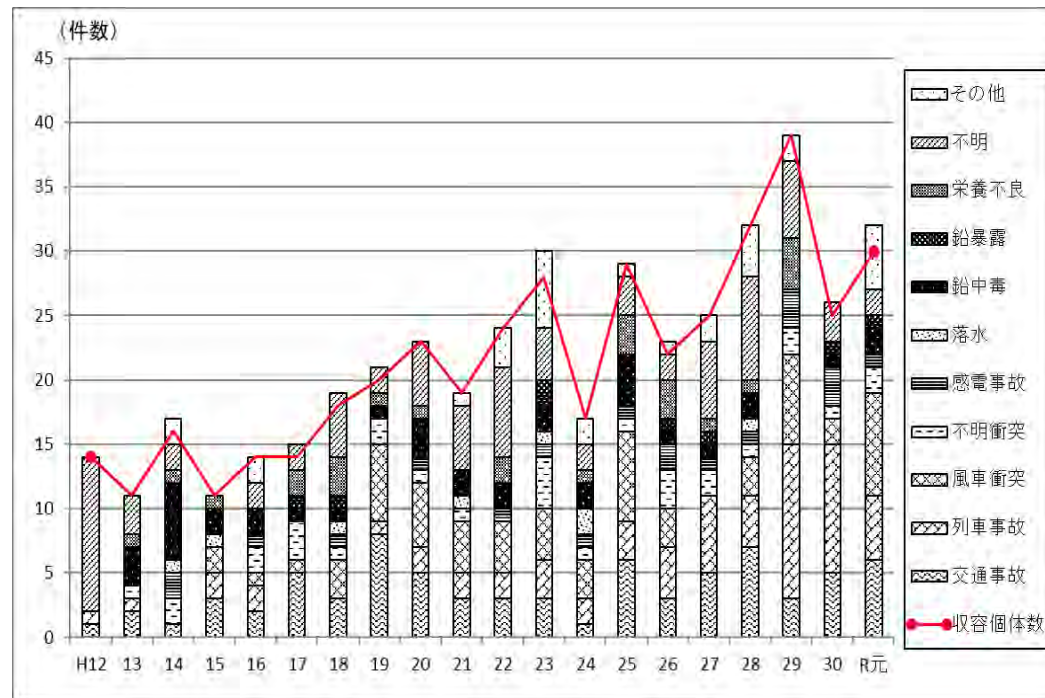


図6 オジロワシ年度別收容件数 (H12-R 元年度)

※各原因別の收容件数の合計が收容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容個体があるため。

令和元年度オオワシ傷病個体收容結果

表 4 平成 12～令和元年度オオワシ傷病個体收容結果（令和 2 年 3 月 31 日時点）

年度	(件)											(羽)		收容個体数
	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	その他	死体	生体	
平成12	1						12			4	1	9	9	18
13				1	2		7		1	4	1	9	7	16
14		1		4	1	2	5			2	1	11	5	16
15				3	2		9		2	2	1	12	7	19
16	4			1	5		8		3	3	2	14	10	24
17	3			1	4		1				2	9	2	11
18	3	3			2		2	1	4	1	4	9	8	17
19		3		2			8		2			7	8	15
20		1			2		7			7		14	2	16
21	3		1	5		1	1			2		5	8	13
22	2	2			2		2				1	8	1	9
23	2				1	1	5			2		6	5	11
24	4	1			1	1	2	1	1	1	1	6	6	12
25	2	4		3	4	1	2		1	6	1	10	14	24
26	1			2	2		3		2	3		7	6	13
27	2	7		1	1	2	2	4		2	1	12	10	22
28	3	5		1	3		3	1	1	6	1	16	8	24
29		11	1	4	4	1	1	1	2	2	2	18	9	27
30	4	9	1		1	1	2	2	3	9	1	26	6	32
令和元	1	12		1	1					8	2	21	4	25
計	35	59	3	29	38	10	82	10	22	64	22	229	135	364

※1 表中のデータは原因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。

※2 各原因別の收容件数の合計が收容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容個体があるため。

平成16年度：感電事故と鉛中毒、その他（電線絡まり）と鉛中毒が原因と考えられる收容が計2羽

平成18年度：その他（羅網）と鉛中毒が2例、栄養不足と鉛中毒が原因と考えられる收容が計3羽

平成20年度：感電事故と鉛中毒が原因と考えられる收容が1羽

平成24年度：交通事故と鉛中毒が原因と考えられる收容が1羽

平成29年度：感電事故と鉛暴露が1羽、その他と落水が原因と考えられる收容が1羽

平成30年度：栄養不良と鉛暴露、栄養不良とその他が原因と考えられる收容が計2羽

※3 「鉛中毒」は血中鉛濃度 0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度 2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度 0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度 0.2以上～2ppm未満であったものを示す。

※4 「その他」の原因としては、油汚染、羅網、銃撃、溺死などがある。

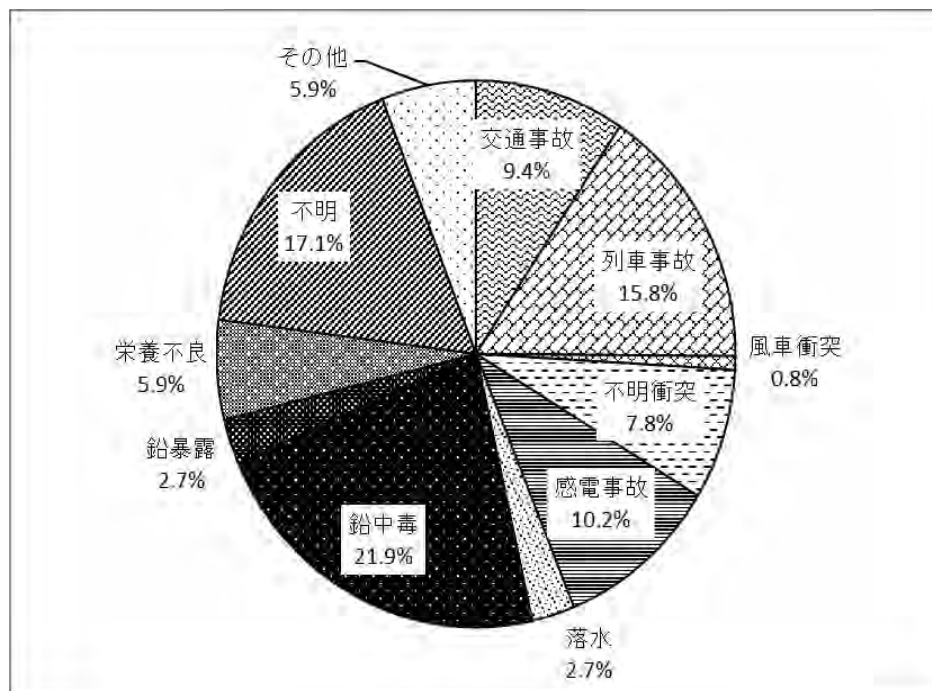


図7 オオワシ收容原因別割合 (H12-R 元年度)

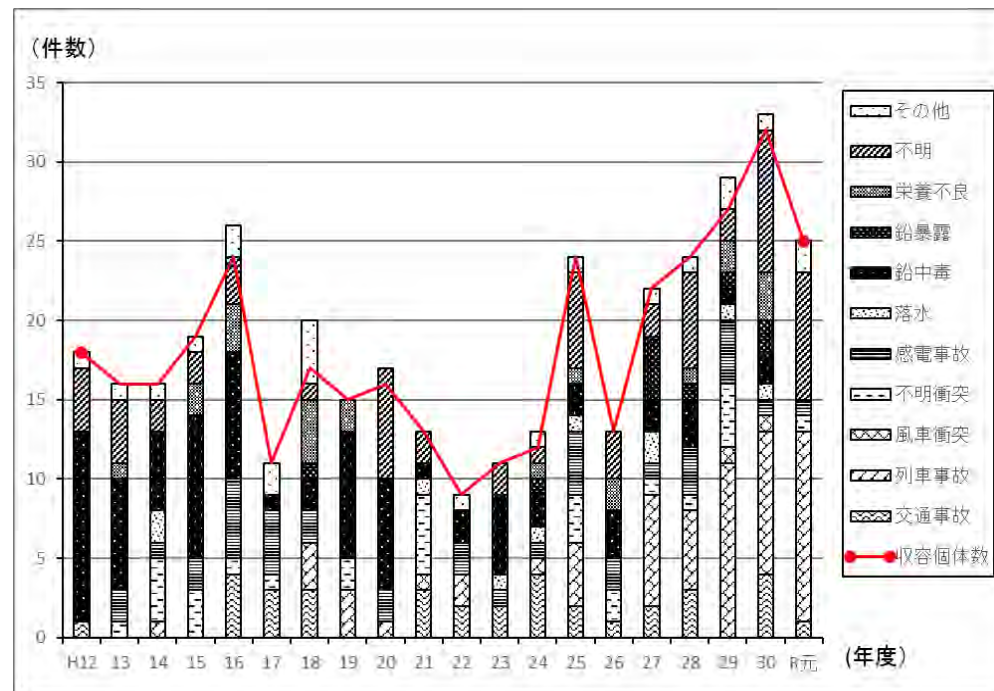


図8 オオワシ年度別收容件数 (H12-R 元年度)

※各原因別の收容件数の合計が收容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容個体があるため。

(評価者：海域ワーキンググループ)

モニタリング項目	No. 22 海ワシ類の越冬個体数の調査		
モニタリング実施主体	環境省釧路自然環境事務所		
対応する評価項目	II. 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること。		
モニタリング手法	知床半島沿岸部の道路沿い、流氷上、河川沿いのワシ類の種類と個体数、成鳥・幼鳥の別などを記録する。		
評価指標	海ワシ類の越冬個体数。		
評価基準	おおよそ登録時の生息状況が維持されていること。		
評価	<input checked="" type="checkbox"/> 評価基準に適合		<input type="checkbox"/> 評価基準に非適合
	<input type="checkbox"/> 改善	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 悪化
	海ワシ類飛来数は昨年よりは増加したが、平年並みで長期的傾向は認められない。		
今後の方針	希少種であり、漁業残滓や投機魚との関連に留意しつつ、モニタリング継続の必要がある。		

○モニタリングの概要

調査・モニタリング名	海ワシ類飛来状況調査巡視記録
調査主体	環境省
調査手法	11月から4月にかけて、斜里町側では知布泊～岩尾別の約28km、羅臼町側では湯ノ沢～羅臼川河口及び於尋麻布漁港～相泊漁港の約35kmのそれぞれの調査区間において、道路沿いや流氷上、河川沿いのオオワシ・オジロワシの個体数を計数した。 ※道路沿いから目視

表1 海ワシ類飛来状況調査巡視記録（斜里町側）

NO.	調査年月日	海氷の密接度	確認個体数				氷上確認 個体数
			材ワシ	オジロワシ	不明	合計	
1	2018/11/7	海氷なし	1	7	0	8	0
2	2018/11/12	海氷なし	1	6	0	7	0
3	2018/11/21	海氷なし	11	10	0	21	0
4	2018/11/28	海氷なし	35	5	0	40	0
5	2018/12/5	海氷なし	26	10	0	36	0
6	2018/12/12	海氷なし	26	23	0	49	0
7	2018/12/19	海氷なし	35	38	0	73	0
8	2018/12/26	海氷なし	17	18	0	35	0
9	2019/1/9	海氷なし	11	12	3	26	0
10	2019/1/16	海氷なし	14	11	0	25	0
11	2019/1/23	海氷なし	19	13	1	33	0
12	2019/1/30	流氷4	91	35	7	133	106
13	2019/2/6	流氷4	158	29	0	187	185
14	2019/2/13	流氷5	57	27	8	92	65
15	2019/2/20	流氷4	132	37	3	172	140
16	2019/2/27	流氷3	30	20	10	60	35
17	2019/3/7	流氷1	14	10	3	27	13
18	2019/3/14	海氷なし	30	26	5	61	0
19	2019/3/22	海氷なし	16	14	1	31	0
20	2019/3/28	海氷なし	6	9	3	18	0
21	2019/4/3	海氷なし	1	5	1	7	0
計			731	365	45	1141	544

表2 海ワシ類飛来状況調査巡視記録（羅臼町側）

NO.	調査年月日	海氷の密接度	確認個体数				氷上確認 個体数
			材ワシ	オジロワシ	不明	合計	
1	2018/11/7	海氷なし	0	0	0	0	0
2	2018/11/13	海氷なし	0	2	0	2	0
3	2018/11/21	海氷なし	2	7	0	9	0
4	2018/11/28	海氷なし	0	6	0	6	0
5	2018/12/5	海氷なし	1	4	1	6	0
6	2018/12/12	海氷なし	8	21	3	32	0
7	2018/12/19	海氷なし	7	13	1	21	0
8	2018/12/26	海氷なし	8	12	0	20	0
9	2019/1/9	海氷なし	12	7	1	20	0
10	2019/1/16	海氷なし	33	42	2	77	0
11	2019/1/23	海氷なし	37	20	0	57	0
12	2019/1/30	海氷なし	78	58	8	144	0
13	2019/2/6	海氷なし	34	36	30	100	0
14	2019/2/13	流氷1	57	33	2	92	0
15	2019/2/20	海氷なし	2	9	1	12	0
16	2019/2/26	流氷1	30	27	2	59	0
17	2019/3/7	流氷(密接なし)	11	8	1	20	0
18	2019/3/14	流氷(密接なし)	32	34	6	72	0
19	2019/3/22	流氷(密接なし)	23	16	3	42	8
20	2019/3/28	海氷なし	3	22	0	25	0
21	2019/4/3	海氷なし	0	8	0	8	0
計			378	385	61	824	8

※海氷の密接度（1・2・3・4・5） 海氷の種類（流氷・沿岸氷・氷泥・はす葉氷・他）

出典：環境省「海ワシ類飛来状況調査巡視記録」

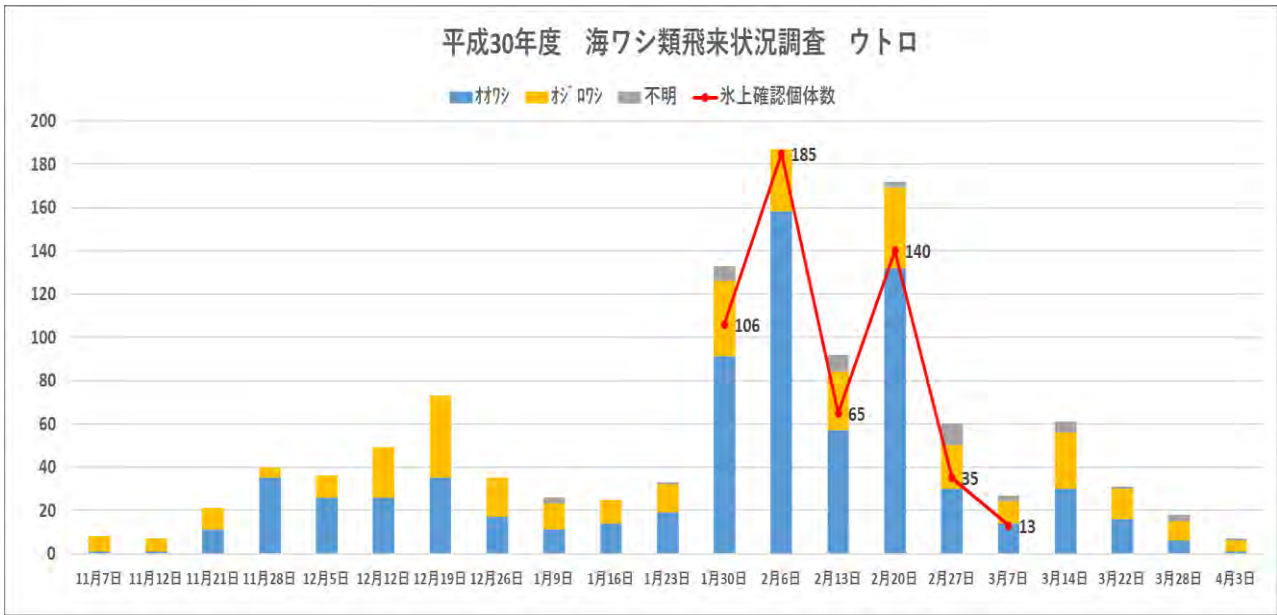


図1 海ワシ類飛来状況調査巡視記録（斜里町側）

出典：環境省「海ワシ類飛来状況調査巡視記録」

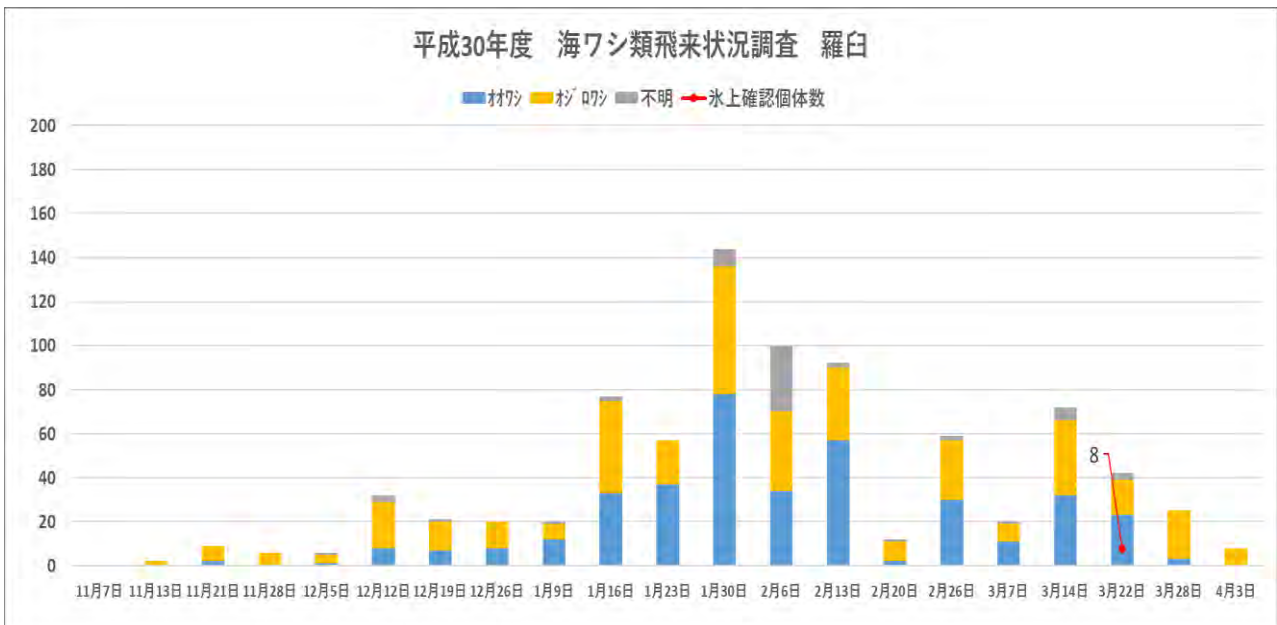


図2 海ワシ類飛来状況調査巡視記録（羅臼町側）

出典：環境省「海ワシ類飛来状況調査巡視記録」

解決に向けて

餌付け行為に対する法的な整備

餌付け行為を規制する法律や条例はそれほど多くありません。問題が危惧されるような安易な餌付け行為に対して、法的な制約は今のところ万全とは言えません。現在は、複数の地方自治体で個別の条例をつくったり、各公園施設や地域コミュニティごとに独自のガイドラインやルールを策定したりしています。

関連する法律、条令及び指針等

いくつかの自治体が、餌付け行為を禁止・制限するための条例を作っています。そのほとんどは、サル、イノシシ、ハト、ネコなど、特定の種に対するものです。対象とする範囲も限定的です。また、条例の内容も、糞害や騒音など生活衛生面を理由にしたものが大半です。北海道は、生態系の攪乱など、自然環境への影響を理由とした条例を制定していますが、罰則を伴う「指定餌付け行為」への指定は、いまのところヒグマのみに限定されています。

ルールを整備する

特定の人物や団体にのみ向けたルールではなく、地域全体や関連する活動、一般市民や観光客などに広く共有するルール作りが必要です。国内の観光地では、ツアーを実施する地域住民や、観光客にむけ、地域の実情に即したローカルルールの設定が進められています。

地域のガイドラインに法的な後ろ盾がなくても、ルールについての意思統一をはかることで、状況が改善されている事例もあります。

餌付け行為の削減・廃止に向けた取り組み

協議の場を作る

餌付けによる悪影響が明らかでも、自治体や公園管理者が、唐突に禁止や制限を通告すると、問題がこじれる場合があります。また、専門家だけの意見で作成されたルールも、頭ごなしの押しつけとして反発されることがあります。行政vs餌付け行為者という対立構造は、問題を長期化させることにつながります。

地域住民や、関係機関、専門家、できれば当事者（行為者）をも含む形で、合意形成のための協議の場をつくることも有効です。

たとえ意見が完全に一致せずとも、開かれた協議の場で対応策を決めることで、問題意識の浸透につながるとともに、行為者および周囲への説得の後ろ盾となります。

周知する

餌付けの行為者だけではなく、周囲にも広く餌付けの問題点や改善案を周知することも必要です。

世の中には野生動物への餌付けに問題があることを知らない人も数多くいます。また、餌を与えるという行為を不快に感じる人がいることに気づいていない人も少なくありません。まずは、餌付け問題への注目と関心を喚起するよう、しっかりと普及啓発することが大事です。

当該地に看板を設置する場合には分かりやすく簡潔な内容にするよう心がけましょう。リーフレットの配布やホームページ作成による解説補助も効果的です。

また、餌付けの問題点だけでなく、望ましい行動がどのようなものか（次項参照）を周知することも大事です。



目指す方向性を共有する

否定するだけではなく、肯定的な目標イメージを

野生動物に餌を与えることに関して意見の相違が生じた際、往々にして餌付けの問題点を指摘し、行為を非難したり、禁止や制限を求めたりすることに偏りがちです。しかし誰も自分の行為や意見を否定されると、気分はよくありません。もちろん行き過ぎた行為には厳しい批判も必要ですが、同時に、自治体や地域コミュニティとして、どのような野生動物との付き合い方、自然環境のありかたを目指すのか、目標や理想像を掲げ、意識の共有をはかることも重要です。「餌付けをやめましょう」という表現ではなく「野生のままの姿をまもろう」とか「自然に餌をとる様子をそっと観察しましょう」という表現も活用できます。たとえば多くのワシが餌付けされた餌に群がっているシーンではなく、距離は遠くとも大自然の中にワシが悠然とたたずむシーンを掲げるなど、共有イメージをつくることも効果的です。

本当に大事な行為を伝える ～餌付けではなく何が必要？

餌付けという行為ではなく、どんな行動がその対象動物や周囲の生態系にとって必要なかを伝えることも大切です。たとえばオジロワシは個体数が増加しているため、保全策として給餌が必要だとは考えられていません。ただし、本来の自然環境で餌をとれるようなたとえば河川環境をまもり改善することが求められています。そうした取り組みや行動に目を向けてもらうことも必要です。

【概要版】自治体向けの餌付け対策ガイド

～問題をこじらせないために～



はじめに 環境省の餌付けに対する基本的な考え方

近年、観光利用または個人の娯楽等を目的として野生動物に餌付けを行う事例が問題とされています。高病原性鳥インフルエンザの認識の高まり等により、ハクチョウ、カモ類等への餌付けを禁止する普及啓発が行われる一方で、観光利用の目的のためにオジロワシ・オオワシ等を餌付けし、個体を集めていると思われる事例は、引き続き報告されています。

環境省は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」で示されているとおり、生態系等に影響を生じさせるおそれがあることから、希少種を含めた野生動物への安易な餌付けを防止すべきと考えています。また、餌付けによる野生動物への影響を正しく理解することが必要であり、さらに地域の観光資源として、野生動物の観光利用について配慮及び検討をしていくことが望ましいと考えています。

餌付け対策の必要性

一筋縄ではいかない餌付け対策

野生動物への餌付け行為は、決して些末な問題ではありません。放っておくと非常に規模の大きな問題になることもあります。対応の仕方を誤ると、必要以上に問題がこじれることも少なくありません。同時に、多くの希少種が生息する北海道東部では、保全を目的とした人工給餌のありかたなども、しっかり検討する必要があります。餌付け行為をめぐる社会の軋轢を解消するためには、問題の把握と理解が必要です。

一口に餌付けや餌やりといっても、対象種も目的も、状況もさまざまです。餌付けという行為に対する考え方も人それぞれであり、野生動物に餌を与えることを積極的に推奨する人もいれば、否定する人もいて、統一の見解ありません。問題を必要以上にこじらせないためにも、状況に応じた対処が求められます。

本文書では、ワシ類をはじめとする希少鳥類への餌付けの問題を念頭においています。しかし餌付け問題はたいいてい、さまざまな生物種や地域の事例を引き合いに論じられます。餌付けに関する国内外の状況や知見を広く理解したうえで、対象となる問題の位置づけを把握することが大事です。

なぜこじれるか～考え方はさまざま～

人間が餌を与える対象は非常に多岐に渡ります。庭を訪れる小鳥類から、公園でのリスやカモ類、観光地でのキツネやハクチョウなど。餌を与える目的も多様（次ページに解説）で、餌を与える場所もさまざまです。餌付けに対する考え方もさまざまで、野生動物に餌を与えるなどってのほかだと考える人もいれば、非常に素晴らしい行いだと思っている人もいます。



アメリカやイギリスでは、餌台を設置して野鳥に餌をやるのが非常に人気で、一大産業となっています。ただし、国立公園内などでの野生動物への餌付けについては、日本よりも厳しく規制されています。国や文化、宗教観などによっても、餌付けに対する考え方は異なります。

〇か×かという単純な問題ではありません

野生動物への餌付けについて、良いか悪いか、一律に可否を線引きするのはなかなか難しいことです。とくに、考え方や価値観の異なる人がいるなかで、社会的な合意形成を得るのは容易ではありません。個々の状況に応じて、野生動物との最適な付き合い方を考える必要があります。

野生動物への餌付け、何に気をつける？

多様なシチュエーション

餌を与える目的・動機（直接的な餌付け）

1. 個人の興味・娯楽
2. 集客や商売
3. 教育や研究
4. 絶滅危惧種の保護・管理

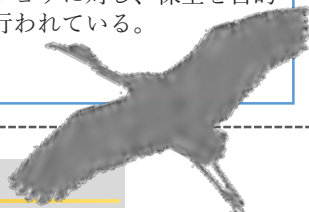
野生動物に餌をやる目的や動機は人によって異なります。楽しいから、近くでみたいからという個人の娯楽目的で餌をやる人も少なくありません。なかでも近年とくに増加しているのが、写真撮影を目的とした餌付けです。対象を近くで撮影するために、餌で野生動物を近寄らせる行為が見受けられます。そうした動機付けは、旅館、飲食店、イベントなどの集客利用や、観光など営利目的につながる場合があります。誰がなんのために餌を与えているのか理解することは重要です。

餌付けと給餌

給餌や餌付けといった用語に厳密な定義はありませんが、一般的に「餌付け」は、餌を与えることで人間や特定の場所に野生動物を慣れさせるというニュアンスを含みます。目的や動機を想定しない表現として、「餌やり」「餌やり行為」といった語句が用いられることもあります。

一方、「給餌」という用語は、おもに絶滅危惧種の保護・管理を目的とする場合に用いられます。個体数増加や繁殖率・生存率の上昇、特定地域への定着など、保全上の理由により、人間が栄養を供給する場合です。そのため、「給餌」という表現で行う行為については、保全上の必要性や、餌を与えることの効果などをしっかり把握・検討したうえで実施することが望ましいといえます。

絶滅危惧種の個体数維持・回復や、再導入のための給餌の例としては、ヨーロッパのシロエリハゲワシ(Griffon Vulture)をはじめとしたハゲワシ類、アメリカのアカトビ(Red kite)などが知られている。いずれも、しっかりとした調査研究とともに、餌量や餌の種類、供給方法などが検討されたうえで実施されている。国内では、環境省の事業として、シマフクロウやタンチョウに対し、保全を目的とした給餌が行われている。



非意図的な餌付け（間接的な餌付け）

1. 一般廃棄ゴミ・ゴミ処理施設
2. 農作物・農業残滓
3. 漁業残滓・放流魚
4. 植林・植樹・街路樹

人間が意図しない餌の供給もあります。代表的なものが人間の出すゴミです。農作物なども野生動物の餌となります。オジロワシ・オオワシは、氷下待網漁などの漁業残滓に集まりますが、こうした間接的な餌も、過密化など引き起こすため注意を要します。エゾシカ残滓による鉛中毒や交通事故も懸念されています。

人や社会への影響

1. 野生動物からの危害・攻撃
2. 人獣共通感染症の伝播
3. 農作物等への被害
4. 住環境の悪化
5. 社会的軋轢の喚起
6. 景観破壊



野生動物に餌を与えることが、人間の側に悪影響を与えることもあります。たとえば国内では、餌付けされたトビやイヌワシが、食べ物を奪おうと人を攻撃する事例が知られています。

感情的な軋轢と社会的合意

自然環境や野生動物に対する価値観、人間がどう関わるかというスタンスは人それぞれです。餌付けに関する問題がこじれる背景には、多くの場合こうした感情的な対立が根底にあります。

野生動物に対しても愛玩動物のような接し方を望む人には、餌付けをして野生動物に近づいたり触れたりすることは好意的に受け取られます。一方、野生動物本来の自然な姿や景観を損なう、あるいは野生動物を私有化する行為だとして、餌付けを不快に感じる人もいます。

こうした感情や思想について、科学的に良し悪しを判断できるわけではありませんが、価値観の違いがあることを認識し、軋轢の緩和にむけた社会的合意を目指すことも必要です。

留意するポイント

- (1) 餌を与える人と、影響を被る人（個人・社会）が異なる場合がある。餌付けの行為者は、そうした弊害に気づいていないことが多い。
- (2) 野生動物観や自然観といった価値観が、餌付け行為を迷惑だと感じるかどうか左右する。

野生生物・生態系への影響

餌付け行為が野生生物に与える影響として、大きくは以下の3つに整理できます。

- (1) 生存への影響
- (2) 行動や生態への影響
- (3) 生態系への影響

1. 生存への影響

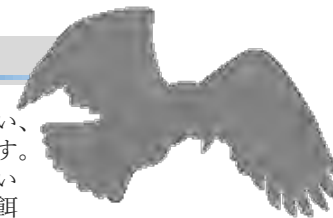
1. 窒息等の事故
2. 栄養の偏りやストレスによる健康害
3. 病気への感染
4. ガラスへの衝突や交通事故の誘発
5. 他の人間による捕獲、殺傷

感染症の拡大に餌付けが関わっていると思われる例は、鳥類ではいくつか報告されています。ワシ類については、はっきりした事例を知られていませんが、過度な集中は感染症のリスクを増大させるとともに、ストレスや攻撃性を高めることが懸念されます。また餌への誘引が、交通事故を引き起こす事例が報告されています。

2. 行動や生態への影響

1. 繁殖生態の変化
2. 移動様式や行動パターンの変化
3. 採餌能力の低下
4. 人間または人工物への慣れ
5. 分布や行動圏の変化

餌の供給によって季節はずれの繁殖を行い、繁殖がうまくいかない例が知られています。また、生まれてくる子供の性比が偏るという例もあります。イギリスでは、大量の餌台の設置により、ズグロムシクイという鳥が渡りをやめてしまいました。



3. 他種への影響、生態系への影響

1. 間接的な他種の増減
2. 種構成の変化
3. 生態系バランスへの影響

餌付けによる影響は、餌を与える対象個体や対象生物種だけでなく、それ以外の個体や種に及びます。さらには周辺環境・生態系にまで影響が及ぶ可能性があります。鳥類への餌付け目撃で、池に大量に餌が投入された結果、地域固有の魚が死滅したと思われる例があります。

留意するポイント

- (1) かなり規模の大きな餌付け行為（餌量、給餌頻度、給餌する個体数）がある。
- (2) 小さな餌付け行為の集積により、総体として規模の大きな問題になりうる。

人がたくさん集まる観光地や、鳥が多く集まる場所では、非常に数多くの個体が集合します。また、個別の行為であっても、同じ場所に違う人が繰り返し行ったりする場合は、全体として影響も大きくなります。

餌付けの影響を予測・評価する

餌付けの影響についての科学的な研究調査は、海外でもそれほど多くはなく、国内でもまだほとんどありません。近年、餌付け問題への注目度は高まっており、次第に関連する知見が増えてきています。そうした知見を参照し、問題となっている地域や対象生物について、どのような影響が生じうるのか、広い視点から予測し注意しておくことが必要です。インターネット上などには、間違った情報や見解も多数でまわっています。できるだけ科学的かつ客観的な情報を収集するよう努めましょう。

- (1) 対象生物のおかれている状況によって餌付けの影響も変化する。
- (2) 餌を与えられる対象（動物個体、動物種）と、影響を被る対象動物種、生態系）が異なる場合がある。

人間が供給する餌への反応やその影響も、対象とする生物や個体群の状況によって常に変化します。また、餌を与える対象生物や、与える餌の種類などが同じでも、周囲の状況によって悪影響が生じる場合とそうでない場合があります。先行研究や国内外の知見を参考にしつつも、当該状況に応じて影響を予測したり、対応策を検討しましょう。実際の餌付けや対象種の動向を把握し、多面的な影響を予測しておくことが重要です。



北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について（野鳥国内 38 例目）

<北海道同時発表>

令和3年2月3日（水）

北海道旭川市で、1月27日（水）に回収され、遺伝子検査で陽性となったオジロワシ1羽（別紙No. 46）の死亡個体について確定検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。

1. 経緯

- 1月27日（水） ・北海道旭川市でオジロワシ1羽の衰弱個体（検査時には既に死亡）を回収
- 1月30日（土） ・国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、死亡個体からA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
・回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月3日（水） ・北海道大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

2. 今後の対応

- (1) 北海道と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和2年11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	中山 裕貴	(内線 6474)	
担当	宮澤 結有	(内線 6477)	

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和3年2月3日 15:00 現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 陽性 H5N8 亜型	指定 10/30 解除 11/23 24 時
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 陽性 H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	11/16 (陰性)	11/17 (陽性)	11/21 陰性 H2N9 亜型 ※高病原性ではない	指定 11/17 解除 11/21
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	11/16 (陰性)	11/17 (陽性)	11/21 陰性	指定 11/17 解除 11/21
6	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/20 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
7	新潟県	阿賀野市	環境試料 (水)	11/16	—	—	11/25 陽性 H5N8 亜型	指定 11/25 解除 12/16 24 時
8	北海道	倶知安町	死亡野鳥 (マガモ)	11/17	11/17 (陰性)	11/25 (陽性)	12/1 陰性	指定 11/25 解除 12/1
9	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/23	—	—	11/27 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
10	新潟県	阿賀野市 (7と同一地点)	野鳥糞便	11/16	—	11/18 (陽性)	11/30 陽性 H5N8 亜型	指定 11/25 解除 12/16 24 時
11	和歌山県	和歌山市	死亡野鳥 (オシドリ)	12/3	12/3 (陽性)	—	12/9 陽性 H5N8 亜型	指定 12/3 解除 1/12 24 時
12	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	11/30	—	—	12/4 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
13	岡山県	小田郡 矢掛町	死亡野鳥 (ハヤブサ)	12/4	12/4 (陽性)	—	12/9 陽性 H5N8 亜型	指定 12/4 解除 1/3 24 時
14	宮崎県	延岡市	野鳥糞便	11/30	—	12/2 (陽性)	12/9 陽性 H5N8 亜型	指定 12/9 解除 1/10 24 時
15	宮崎県	都農町	野鳥糞便	11/30	—	12/2 (陽性)	12/9 陽性 H5N8 亜型	指定 12/9 解除 1/14 24 時
16	香川県	三豊市	死亡野鳥 (ノスリ)	12/8	12/8 (陰性)	12/10 (陽性)	12/16 陽性 H5N8 亜型	指定 12/10 解除 1/24 24 時
17	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	12/7	—	—	12/11 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13

(別紙)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
18	鹿児島県	出水市	環境試料(水)	12/7	—	—	12/11 陽性 H5N8 亜型	指定 12/11
19	鳥取県	鳥取市	野鳥糞便	12/7	—	—	12/12 陽性 H5N8 亜型	指定 12/12 解除 1/20 24時
20	北海道	古平郡 古平町	死亡野鳥(マガモ)	12/8	12/8 (陰性)	12/15 (陽性)	12/21 陰性	指定 12/15 解除 12/21
21	大分県	宇佐市	死亡野鳥(マガモ)	12/11	12/11 (陰性)	12/15 (陽性)	12/21 陰性	指定 12/15 解除 12/21
22	鳥取県	鳥取市 (19と同一地点)	環境試料(水)	12/9	—	—	12/15 陽性 H5N8 亜型	指定 12/12 解除 1/20 24時
23	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料(水)	12/14	—	—	12/18 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
24	鹿児島県	出水市 (18と同一地点)	環境試料(水)	12/14	—	—	12/18 陽性 H5N8 亜型	指定 12/11
25	鹿児島県	出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	12/18	12/18 (陰性)	12/19 (陽性)	12/22 陽性 H5N8 亜型	指定 12/19
26	鹿児島県	出水市	死亡野鳥(オナガガモ)	12/18	12/18 (陰性)	12/19 (陽性)	12/22 陰性	指定 12/19 解除 12/22
27	奈良県	吉野郡 大淀町	死亡野鳥(オオタカ)	12/20	12/20 (陽性)	—	12/25 陽性 H5N8 亜型	指定 12/20 解除 1/19 24時
28	鹿児島県	出水市	衰弱野鳥(オシドリ)	12/22	12/23 (陽性)	—	12/25 陽性 H5N8 亜型	指定 12/23
29	埼玉県	比企郡 ときがわ町	死亡野鳥(フクロウ)	12/23	12/24 (陽性)	—	12/30 陽性 H5N8 亜型	指定 12/24 解除 1/22 24時
30	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料(水)	12/21	—	—	12/25 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
31	鳥取県	鳥取市 (19と同一地点)	野鳥糞便	12/21	—	—	12/29 陽性 H5N8 亜型	指定 12/12 解除 1/20 24時
32	鹿児島県	出水市 (18と同一地点)	環境試料(水)	12/21	—	—	1/5 陽性 H5N8 亜型	指定 12/11
33	滋賀県	彦根市	死亡野鳥(オオバン)	1/3	1/4 (陰性)	1/8 (陽性)	1/14 陰性	指定 1/8 解除 1/14
34	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料(水)	1/4	—	—	1/8 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
35	宮崎県	延岡市	死亡野鳥(オナガガモ)	1/6	1/6 (陰性)	1/13 (陽性)	1/22 陽性 H5N8 亜型	指定 1/13
36	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料(水)	1/11	—	—	1/15 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13

(別紙)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
37	鹿児島県	出水市 (18と同一地点)	環境試料 (水)	1/11	—	—	1/15 陽性 H5N8 亜型	指定 12/11
38	鹿児島県	薩摩川内市	死亡野鳥 (マガモ)	1/16	1/17 (陰性)	1/17 (陽性)	1/20 陽性 H5N8 亜型	指定 1/17
39	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	死亡野鳥 (ナベヅル)	1/19	1/19 (陽性)	—	1/25 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
40	北海道	帯広市	死亡野鳥 (ハヤブサ)	1/18	1/19 (陰性)	1/22 (陽性)	1/28 陽性 H5N8 亜型	指定 1/22
41	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	1/18	—	—	1/22 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
42	宮崎県	西諸県郡 高原町	死亡野鳥 (マガモ)	1/24	1/24 (陽性)	—	1/29 陽性 H5N8 亜型	指定 1/24
43	宮崎県	西諸県郡 高原町 (42と同一地点)	死亡野鳥 (マガモ)	1/24	1/24 (陰性)	1/28 (陽性)	確定検査機関 で検査予定	指定 1/24
44	宮崎県	西諸県郡 高原町 (42と同一地点)	死亡野鳥 (マガモ)	1/24	1/24 (陰性)	—	1/29 陽性 H5N8 亜型	指定 1/24
45	鹿児島県	出水市 (2と同一地点)	環境試料 (水)	1/25	—	—	1/29 陽性 H5N8 亜型	指定 11/13
46	北海道	旭川市	死亡野鳥 (オジロワシ)	1/27	1/28 (陰性)	1/30 (陽性)	2/3 陽性 H5N8 亜型	指定 1/30
47	鹿児島県	薩摩郡 さつま町	死亡野鳥 (ノスリ)	2/1	2/2 (陽性)	—	確定検査機関 で検査予定	指定 2/2
48	福島県	郡山市	死亡野鳥 (オオハクチョウ)	1/29	1/30 (陰性)	2/3 (陽性)	確定検査機関 で検査予定	指定 2/3

※今回の案件は太枠内となります。

※今回更新した箇所は赤字となります。

※高病原性鳥インフルエンザウイルス陰性の案件については、番号の箇所を灰色に色づけしています。

風力発電施設への衝突事故に係る情報収集について

- 中・大型風力発電施設への野生鳥獣の衝突については、通常の傷病発見の通報のほか、平成24年から北海道庁と共同で風力発電施設の事業者へ情報提供依頼を行っており、傷病対応及び情報収集をしているところ。（直近では令和2年6月30日付けで依頼文書を出。）また、事業者による日頃の維持管理や点検、風力発電施設のリブレース時に配慮を促すことを目的として、收容された個体の傷病原因の判断後、事業者に対し、衝突による傷病個体が発生した旨の通知を行っている。
- 加えて、小型風力発電施設についても、これまでに衝突が確認された風力発電施設とその周辺事業者に対し、同様の依頼を北海道庁と共同で令和2年4月16日付で発出した（別紙参照）
- オジロワシは、ほぼ毎年衝突が確認されており、平成15年度以降で計64件となっている。オオワシは衝突の確認は同3件のみ。
- 平成29年度以降、定格出力20kw未満の小型風力発電施設への衝突が5件確認されている。

■風力発電施設への衝突事故件数

<オジロワシ>

振興局等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	計
石狩			1													1			2
後志																		1	1
日高																	1		1
留萌	2			2	2	4	2	3	3	1	3	2	1	1	6	2	3		36
宗谷				1	2		2	1		1	3	1		1				1	13
釧路							1											2	3
根室		1			2									1	1			1	6
青森県									1		1								2
計	2	1	1	3	6	5	4	4	4	2	7	3	0	3	7	3	8	1	64

※1 令和2年度については、令和3年1月末までの集計値。

※2 H30年度留萌振興局、H31(R1)年度留萌振興局の件数には、小型風力への衝突各1件を含む。H31(R1)年度釧路総合振興局の2件は小型風力への衝突。

<オオワシ>

振興局等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	計
檜山							1												1
根室															1	1			2
計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3

※1 令和2年度については、令和3年1月末までの集計値。

※2 H29年度根室振興局1件は、小型風力への衝突。

オジロワシ・オオワシは

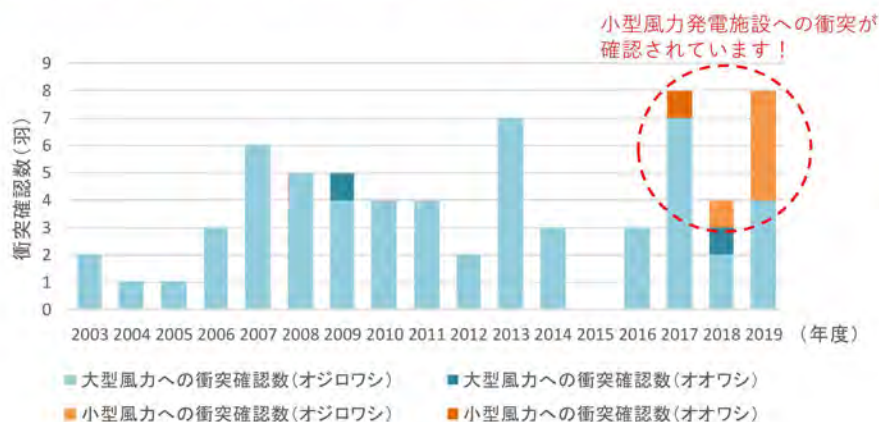
小型風力発電にも

衝突しています



オジロワシ・オオワシは、絶滅のおそれがある種として、種の保存法により「国内希少野生動植物種」に指定されています。環境省では、保護増殖事業計画に基づき、野外で発見される傷病個体の救護や事故原因の究明を行っているほか、関係者と連携して事故防止対策に取り組んでいます。

■オジロワシ・オオワシの風力発電施設への衝突確認数 2020.3時点



オジロワシ・オオワシの風力発電機への衝突は、従来から主要な傷病要因のひとつですが、近年、定格出力20kW未満の小型風力発電施設への衝突も確認されるようになってきました。

■これまでに小型風力発電施設への衝突が確認された地域



■情報提供のお願い

オジロワシ・オオワシをはじめとする野鳥やコウモリの風力発電施設の衝突について、情報を収集しています。風力発電施設の近くで、死傷した野鳥やコウモリを見つけたら、下記までご連絡ください。

いただいた情報は、自然環境保全と調和した風力発電施設のあり方の検討等に活用いたします。また、情報は関係行政機関や研究者へ情報提供することがありますが、事業者名などの個別の情報は公表いたしません。

【連絡先】

●オジロワシ・オオワシなど国内希少野生動植物種・希少鳥獣は、「環境省」へ

<釧路・根室・オホーツク管内以外の地域>

環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎3F Tel. 011-299-1954 Fax. 011-736-1234

<釧路・根室・オホーツク管内>

環境省 釧路自然環境事務所 野生生物課

〒085-8639 釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎4F Tel. 0154-32-7500 Fax. 0154-32-7575

●上記以外は、「北海道庁」へ

北海道 環境生活部環境局 自然環境課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 Tel. 011-204-5987 Fax. 011-232-6790

■オジロワシ・オオワシとは

オジロワシ



- ・国内希少野生動植物種・天然記念物（環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類）
- ・全長約69～92cm、翼開長200～245cmの大型のワシ類
- ・ヨーロッパ、西アジア、東アジアに分布
- ・国内での繁殖は北海道のみで約150巣。越冬は北海道～本州北部で約700～1,000羽程度。
- ・主たる餌は、海鳥類、海産魚類、漁船が捨てる雑魚、銃猟されたエゾシカ死体等

オオワシ

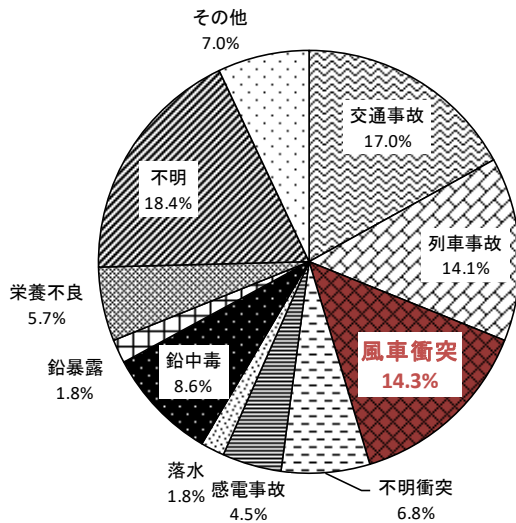
- ・国内希少野生動植物種・天然記念物（環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類）
- ・全長約85～94cm、翼開長220～250cmの大型のワシ類
- ・ロシア極東及び日本に分布
- ・繁殖地の中心はカムチャッカ半島。約700～1,700羽が北海道東部を中心に越冬。
- ・主たる餌は、魚類、海鳥類、海生哺乳類の漂着死体、漁船からの雑魚、銃猟されたエゾシカ死体等



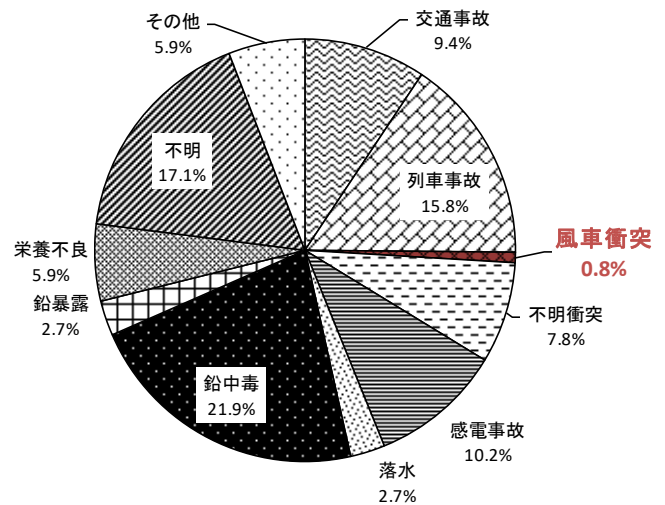
■オジロワシ・オオワシの傷病個体の収容要因

○環境省が収容した傷病個体については、診察、検査、剖検等により、傷病の要因を究明しています。

○特にオジロワシでは、風力発電機への衝突が全体の約14%を占め、交通事故、列車事故に続き、第3位となっています。



オジロワシの収容要因別割合（2000.4～2020.3）



オオワシの収容要因別割合（2000.4～2020.3）

■オジロワシ・オオワシ以外の情報も不足しています

○北海道内で確認されている衝突情報の約85%がオジロワシ・オオワシとなっており、その他の鳥類やコウモリ類の鳥類の情報も不足しています。

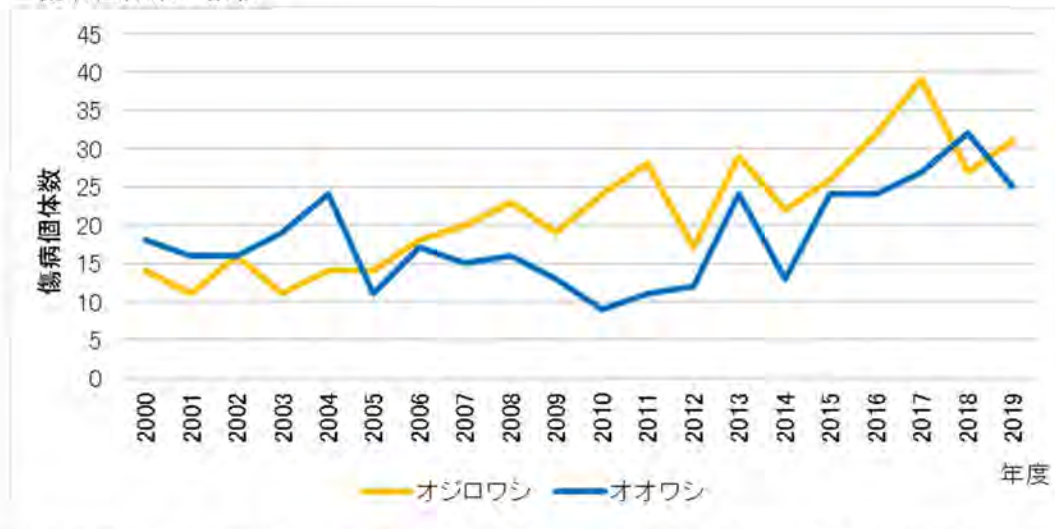
○小型鳥類、コウモリ類等も含め、広く野生生物の事故事例を集めていますので、ご協力をお願いします。

傷病鳥獣対応に関する分析業務の結果

昨年度より、札幌及び釧路管内で収集した傷病鳥獣への対応データの整理・分析を行っている。対象種はオジロワシ・オオワシ及びタンチョウで、2000～2019年度のデータを使用した。オジロワシ・オオワシの分析結果と課題について概要を報告する。なお、今年度は、斎藤委員と白木委員にヒアリングを行った。

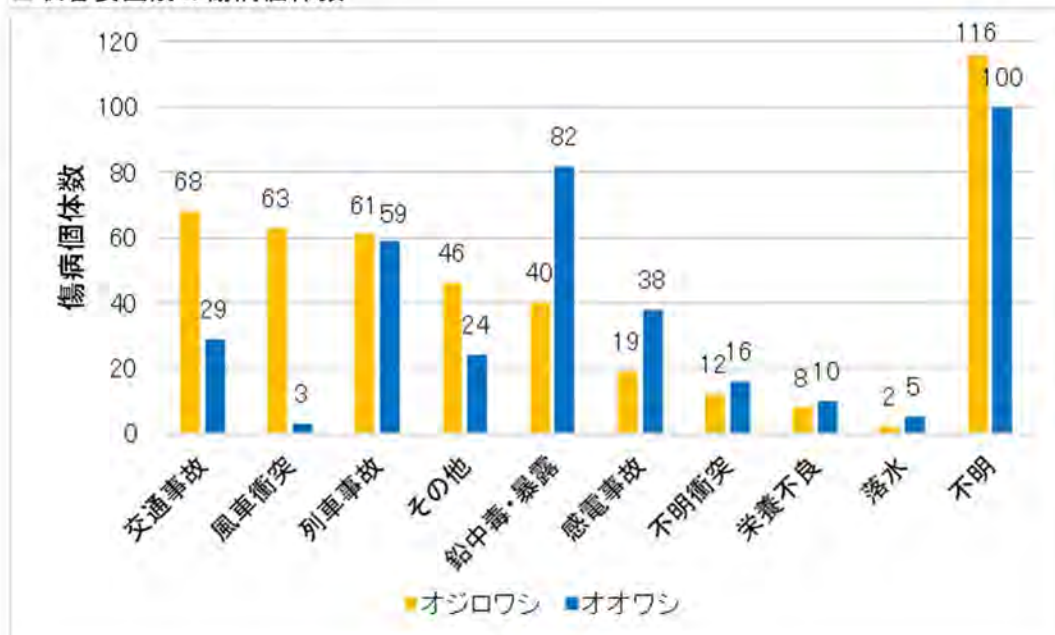
1. 全体の傾向

■傷病個体数の推移



オジロワシ・オオワシともに増加傾向にある。しかし、発見率や努力量が収容要因によって異なることが予想される。

■収容要因別の傷病個体数

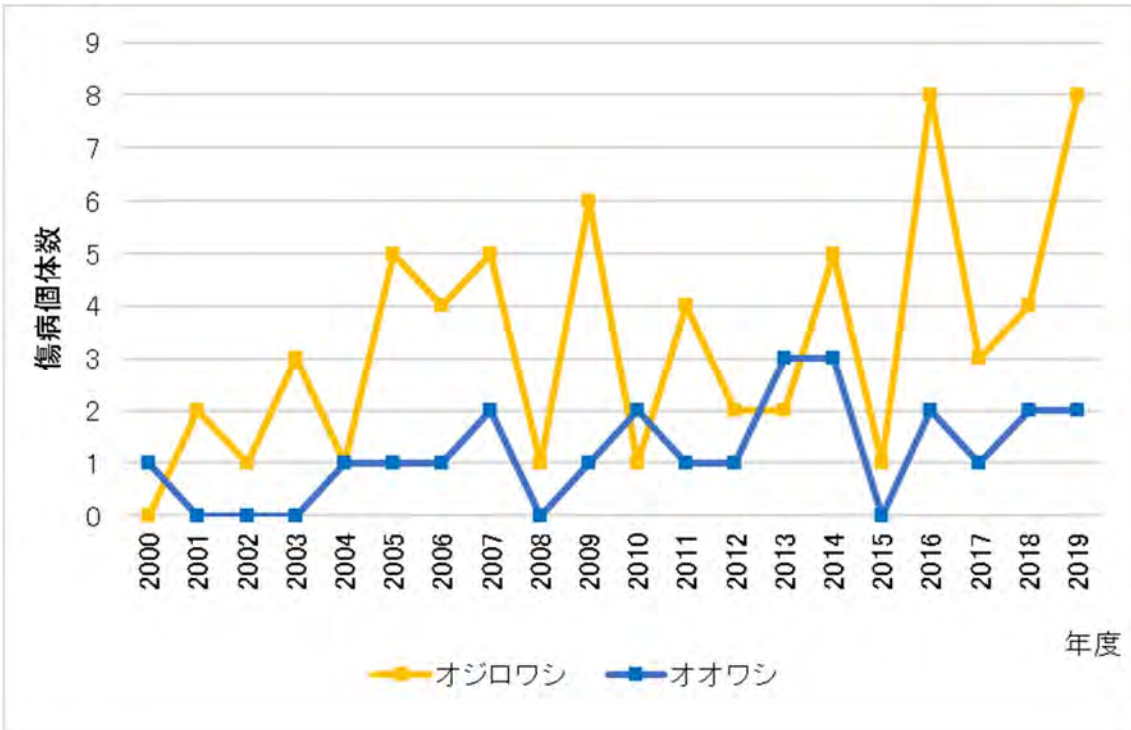


オジロワシの上位3位：交通事故、風車衝突、列車事故

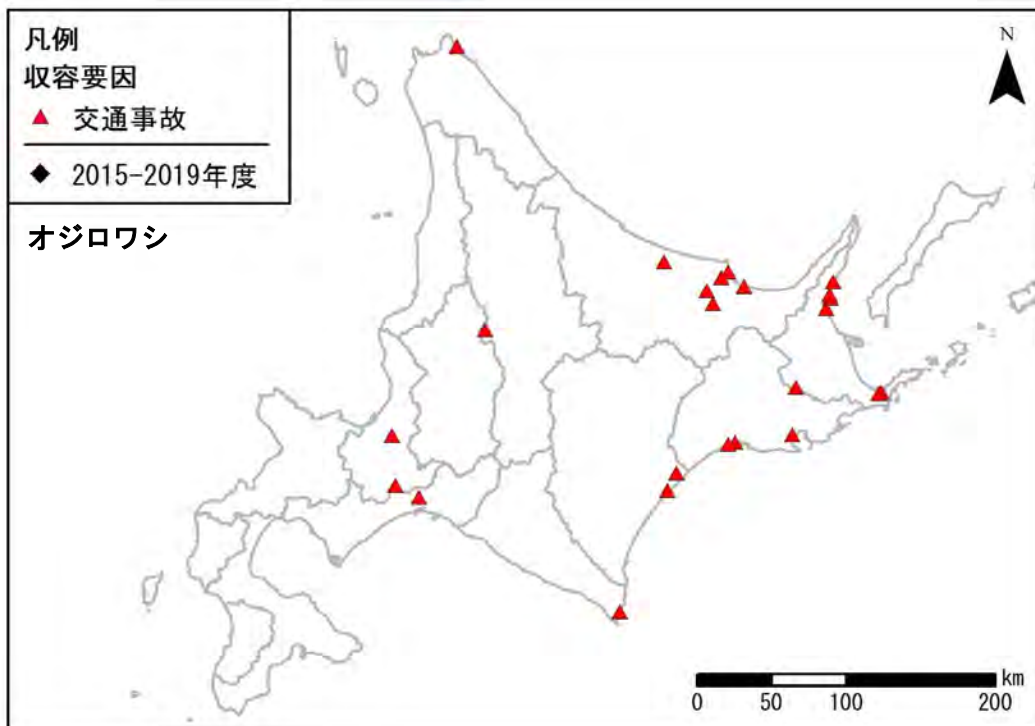
オオワシの上位3位：鉛中毒・鉛暴露、列車事故、感電事故

2. 主要な収容要因別の傾向

■交通事故

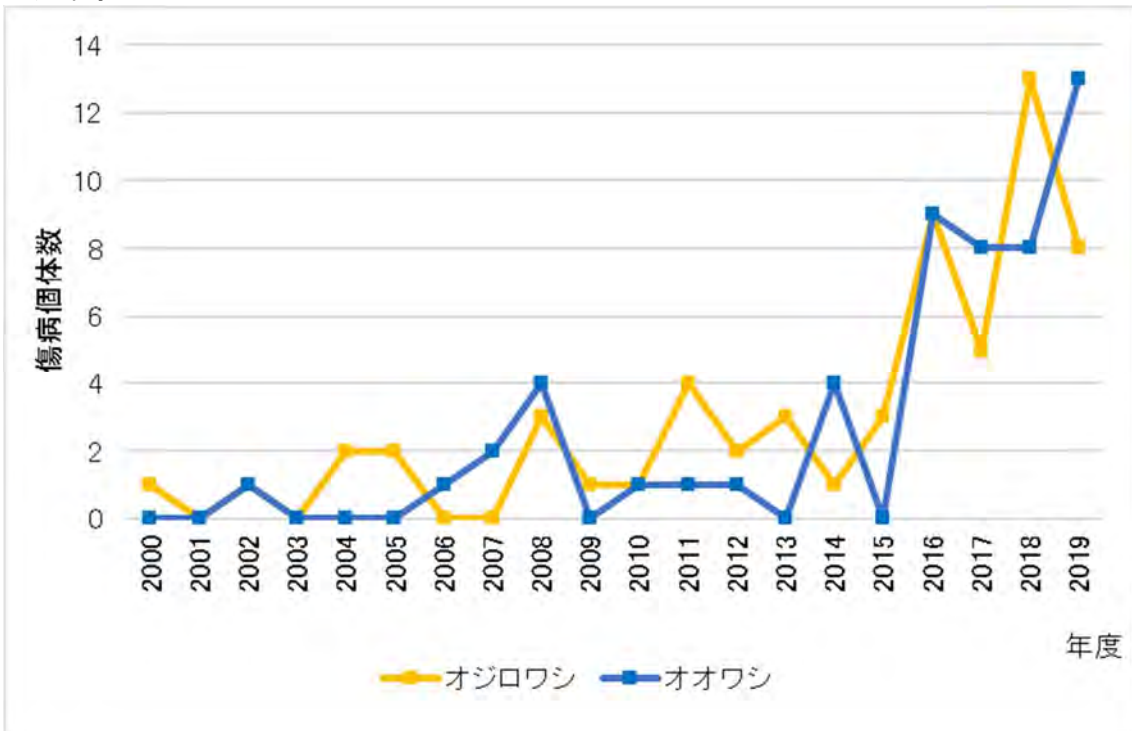


オジロワシの交通事故件数は増加傾向にある。

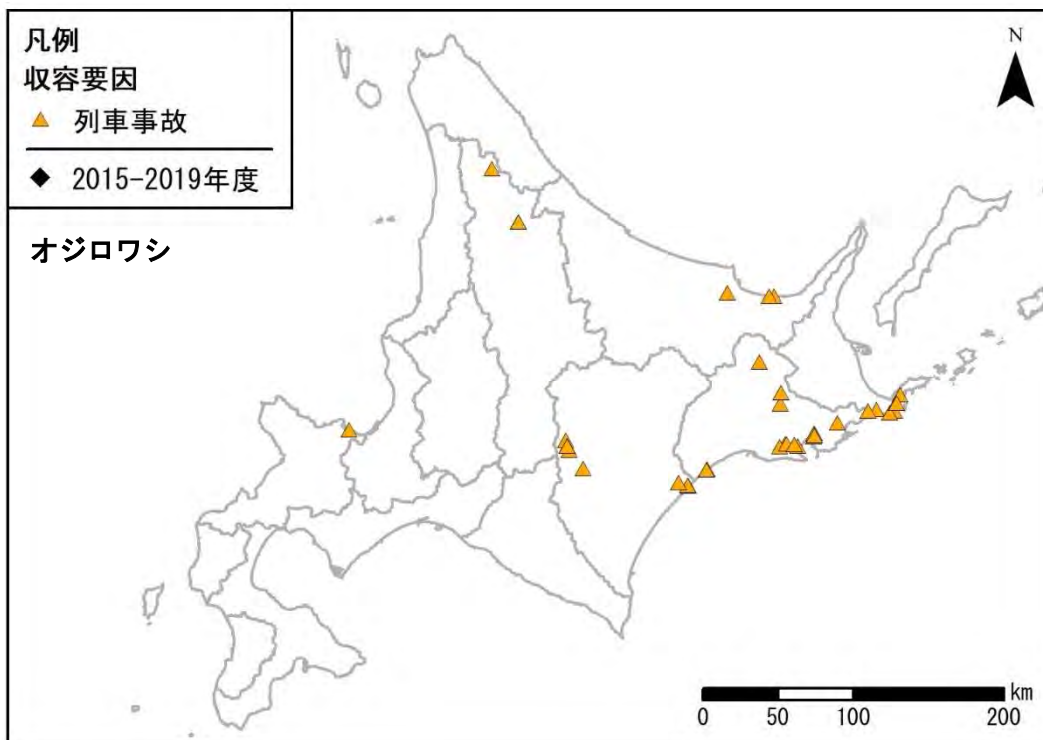


交通事故の要因としては、交通事故にあったエゾシカなどを採餌するために路上に降りていたり、低空で飛翔した際に衝突するなどが考えられる。事故の原因については、個別の現場の状況を分析する必要がある。

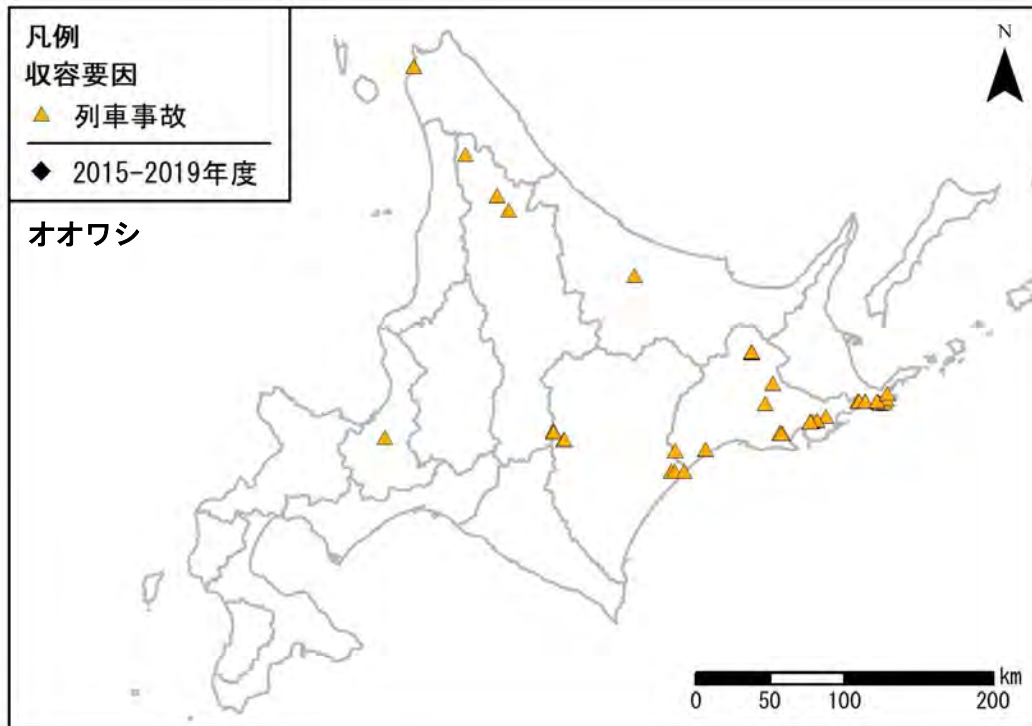
■ 列車事故



列車事故はオジロワシ・オオワシともに近年増加傾向にある。
 事故の原因としては、列車事故にあったエゾシカなどを採餌するために線路上に降りた際に列車と衝突することなどが考えられる。

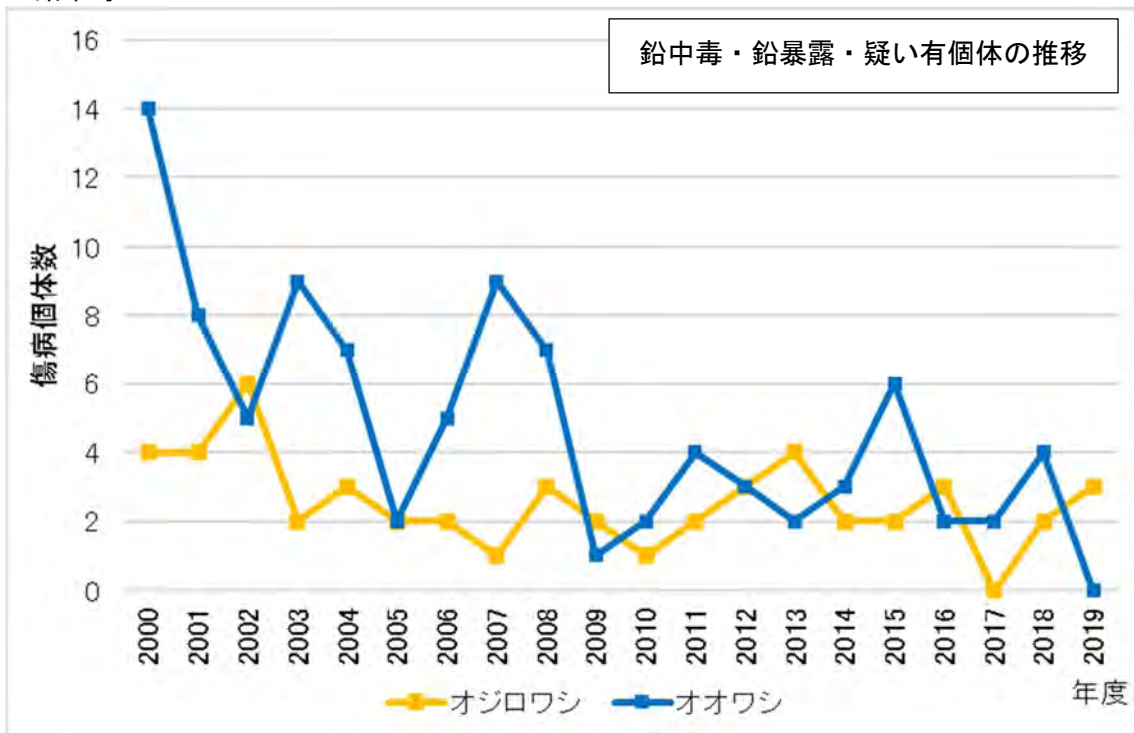


過去 5 年については、事故が発生するエリアが広がっており、釧網本線・根室本線（花咲線）で多く発生している。



過去5年については、事故が発生するエリアが広がっており、根室本線（花咲線）で多く発生している。

■鉛中毒



2004年に道内で鉛散弾が使用禁止され、オジロワシ・オオワシともに徐々に減少傾向にあるものの、ゼロにはなっていない。引き続き注視していくことが重要。

3. 傷病個体の収容状況

- ・オジロワシ・オオワシともに発見された傷病個体はほぼすべて収容されているが、収容件数の半数以上が収容時点で死亡している。
- ・収容時に生存していた個体は、その後約 39%が死亡し、約 36%が放鳥された。

4. 今後の課題について

傷病個体の発生防止対策及び保護収容体制を検討するうえでの課題を整理した。

◇データ収集の課題

- ・傷病件数の増減は、事故の要因の分布、生息数、発見率等が関わっていることが予想されるが、収容要因ごとに発見率や努力量が異なると考えられ、データの解釈には注意が必要である。
- ・収容要因が不明な個体が多い。要因解明のためには収容時の記録項目の検討が必要。

◇データ分析の課題

- ・交通事故や列車事故など、事故の集中する場所などは、現場の詳しい環境を解析することで、より詳細な分析が可能になると考えられる。
- ・必要に応じて、生息分布やシカの分布、交通量など、追加の情報を加えての分析も効果的。

◇傷病個体の収容時の課題

- ・収容要因の解明のためには、できるだけ早く発見される体制を整備することが有効。
- ・傷病個体の生存率を上げるためには、道北など長距離搬送となるエリアに対応できる応急処置が可能な中継地点があることが望ましい。

オジロワシ・オオワシ保護増殖事業 事業評価と今後の流れについて

環境省釧路自然環境事務所

令和3年2月9日保護増殖検討会資料

1. 事業評価の目的など

オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の目標はオジロワシ・オオワシ保護増殖事業計画（平成17年策定）において、「自然状態で安定的に存続できる状態とすること」とされている。これまで本事業において、越冬個体数調査や餌資源調査、傷病個体の保護と収容原因の究明などを実施してきたが、達成目標やより具体的な実施内容については定めておらず、達成状況の評価やそれに基づく事業の見直し等が実施出来ていない。

そのため、保護増殖事業計画の下位に具体的な事業の実施内容およびその目標などを定めた実施計画等を策定し、効果的に事業を進める必要がある。

以上をふまえ、環境省では令和元年度から、保護増殖事業の見直しに向けて、平成17年～現在まで実施した事業内容の事業評価を進めており、令和2年度においては主に事業項目ごとの実施状況について評価し、課題について整理したい。また令和3年度には整理した課題を基に事業見直しに係る議論を進める予定である。

【参考：実施計画等の策定状況について】

ワシ2種については未策定。現在、全国では57の保護増殖事業のうち36事業で実施計画等が策定されている（イヌワシ保護増殖事業マスタープラン、ライチョウ保護増殖事業実施計画、シマフクロウ生息環境整備計画など）。

2. 今後の流れについて（予定）

令和2年度保護増殖検討会およびその後の専門家ヒアリング等で固めた事業評価結果をもとに令和3年度以降、実施計画の策定など事業の見直しを進める。

<スケジュール等>

令和元年度 (実施済み)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業整理（過年度事業の整理） ・保護増殖検討会で整理方針の確認
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・項目ごとに事業の実施状況、課題について整理し評価案を作成 ・評価案について保護増殖検討会で意見集約 ・ヒアリングによる有識者への個別確認
令和3年度 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議等で実施計画等の項目選定など計画策定に向けた議論や作業を進める ・保護増殖検討会での各種調整

※平成28年に具体的な計画策定に向けた有識者会議を開催。

3. 事業評価の対象範囲など

対象範囲：主に環境省が実施した過去の関連業務（生息環境調査・傷病収容など各種業務および保護増殖検討会での有識者からの意見など）

評価方法：評価は、現在具体的な目標値が無いため、保護増事業計画で実施するとした項目についてどの程度取組があるかを整理。事業項目ごとに「実施状況」・「課題」・「今後想定される取組」を評価した。「実施状況」は項目ごとの比較のために暫定的に進捗度を4段階で記載した。

4. 本検討会での確認事項

今回の令和2年度保護増殖検討会の議題（3）では、資料11-3の事業評価案（個票）について、主に「課題」部分を中心にご意見いただき、現在の保護増事業の項目ごとの課題について整理したい。また事業の見直しなど今後の流れについて情報共有させていただきたい。

5. 資料内訳

事業評価等に係る資料は以下の通り。

資料11-1：本資料

資料11-2：事業評価一覧表

資料11-3：事業評価案（個票）

資料11-4：（参考）事業実施状況図（PPT）

資料11-5：（参考）実施事業リスト抜粋版（エクセル）